
第4編 障害者基本計画

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

令和3年3月

綾川町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画期間	1
第3節 計画の位置づけ	1
第4節 計画の対象者	2
第5節 障害者施策と介護保険制度との関係	2
第6節 近年の法制度整備の状況	2
第7節 国の政策動向	5
第2章 本町の障害者の現状	8
第1節 障害者数の状況	8
第2節 障害福祉サービスの利用状況	9
第3節 計画値と実績値の比較	16
第4節 アンケート調査からみた障害者の現状	18
第3章 基本的な方向性	32
第1節 基本理念	32
第2節 基本目標と基本施策	33
第3節 ライフステージに沿った施策展開	37
第4章 分野別施策の展開	38
第1節 とともに支えあうまち	38
第2節 バリアフリーで快適なまち	44
第3節 自分らしく暮らせるまち	52
第5章 第6期障害福祉計画	56
第1節 基本方針	56
第2節 成果目標	57
第3節 サービスごとの見込量	62
第6章 第2期障害児福祉計画	76
第1節 基本方針	76
第2節 成果目標	77
第3節 サービスごとの見込量	79

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本町では、平成30年3月に障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく「第5期障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第1期障害児福祉計画」を一体で策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この間、国における施策は、2020年東京パラリンピックの開催決定、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行等の大きな動きがあったほか、政府において平成30年3月30日に障害者基本計画（第4次）が閣議決定され、今後5年間における障がい者施策のあり方が示されています。

国の計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」が掲げられており、障害者自身による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。

このことから、これまで以上に障害者の社会参加を促すための施策が重要と考えられ、今回、町が策定する「障害者基本計画」、「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」においても、障害の有無に関わらず、すべての住民の権利が守られ、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる、地域共生社会の実現を目指してまいります。

第2節 計画期間

計画期間は、「障害者基本計画」、「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」は、ともに令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5期	障害者基本計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害・第3期障害児		

第3節 計画の位置づけ

障害者基本計画は障害者基本法、障害福祉計画は障害者総合支援法、障害児福祉計画は児童福祉法に定める法定計画で、この3つの計画が綾川町の障害者施策の方向を示すものです。

障害者基本計画は、障害者施策の総合的な計画であり、障害者の生活全般に関わる

施策の方向性（指針）を定めます。障害のある人の暮らしをとりまく広範な施策分野を含み、障害福祉サービス等の事業計画として、整備目標を定めます。

一方、障害福祉計画は、地域生活と就労等自立を支援するために提供する障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにかかる事項を示し、障害保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保等をめざしています。

また、障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込量等を定め、円滑な提供の促進をめざしています。

第4節 計画の対象者

わが国には、福祉制度を公平に利用できるよう、医学的な観点から心身の機能障害を診断・判定し、主要な障害である身体障害、知的障害、精神障害のある人に手帳を交付する制度があります。本計画の対象となる「障害者」は、この手帳交付者を基本にしつつ、発達障害、高次脳機能障害、各種の難病など、原因や症状、治療法等に関する研究が途上で、福祉的な支援方法が確立していない障害を有する人も含みます。

また、「障害」は単に「機能障害」を指すだけでなく、「能力障害・個人の活動制限」や「社会的不利・社会への参加制約」を含む概念であり、「障害者が受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性のあり方によって生ずる」という認識に立っています。

第5節 障害者施策と介護保険制度との関係

障害者総合支援法上のサービスを含む障害者施策と、主に高齢者施策を対象に平成12年度から導入されている介護保険制度には、類似のサービスメニューが多くあります。

これらのサービスメニューについて、65歳以上の障害者や、介護保険制度の特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40～64歳の障害者に対しては、介護保険制度による利用が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについて障害者施策で実施されます。障害者のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障害者施策によるサービスを併用する場合があります。

第6節 近年の法制度整備の状況

我が国の障害福祉制度は、平成15（2003）年の「支援費制度」の導入により、行政がサービスの利用先や内容等を決定する「措置制度」から、障害のある人自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

その後、平成18（2006）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって

異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成 25（2013）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法）」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成 24（2012）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法）」が、平成 28（2016）年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法）」が、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法）」が施行され、障害のある人に対する権利擁護が強く打ち出されました。

平成 28（2016）年には、発達障害のある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成 30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害のある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害のあることに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成 30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法）」施行、直近では令和 2（2020）年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法）」の改正法施行など、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

近年の法制度整備の状況

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成18 (2006) 年	障害者自立支援法の施行 (平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約) を採択
平成19 (2007) 年	障害者権利条約に署名 (平成19年9月28日)
平成21 (2009) 年	障害者制度改革推進会議
平成23 (2011) 年	改正障害者基本法の施行 (平成23年8月5日)
平成24 (2012) 年	改正児童福祉法の施行 (平成24年4月1日) 障害者虐待防止法の施行 (平成24年10月1日)
平成25 (2013) 年	障害者総合支援法の施行 (平成25年4月1日) 障害者優先調達推進法の施行 (平成25年4月1日)
平成26 (2014) 年	障害者権利条約の批准 (平成26年1月20日)
平成27 (2015) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28 (2016) 年	障害者差別解消法の施行 (平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法施行 (平成28年4月1日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 (平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行 (平成28年8月1日)
平成30 (2018) 年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (平成30年6月13日) 障害者基本計画 (第4次計画)
令和元 (2019) 年	視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)
令和2 (2020) 年	改正障害者雇用促進法の施行 (令和2年4月1日) 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 (令和2年6月19日) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の公布 (公布日令和 2年6月12日から起算して9月を超えない範囲の政令で定める日から施行)

第7節 国の政策動向

〔障害者基本計画(第4次)の概要〕

国では、障害者基本法第11条に基づき、「障害者基本計画(第4次)」を策定しており、障害者施策の最も基本的な計画として位置付けています。本計画の策定においても、この基本計画を踏まえた内容となるように留意します。

《計画期間》 平成30(2018)年度からの5年間

《基本理念》

障害者施策は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すべきである。

本計画では、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できる支援と、障害者の活動を制限する社会的な障壁を除去するために政府が取り組む基本的な方向を定める。

《各分野に共通する横断的視点》

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

《施策の円滑な推進》

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

《各分野における障害者施策の基本的な方向》

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政等における配慮の充実
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

また、国では、市町村の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

〔第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の国の基本指針主なポイント〕

- **地域における生活の維持及び継続の推進**
 - ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
- **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**
 - ・ 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加
 - ・ ギャンブル等の依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項の追記
- **福祉施設から一般就労への移行等**
 - ・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組の一層の促進
 - ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備の推進
 - ・ 地域共生社会の実現に向け農福連携の更なる推進と、多様なニーズに対応した就労支援として大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援を追記
- **「地域共生社会」の実現に向けた取組**
 - ・ 包括的な支援体制の構築に取り組む必要性と、相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施する新たな事業の活用も検討して体制整備を進めることを追記
- **発達障害者等支援の一層の充実**
 - ・ 発達障害者等の家族等への支援体制の充実や専門医療機関の確保等について追記
- **障害児通所支援等の地域支援体制の整備**
 - ・ 難聴障害児の支援体制づくりの方向性を追記
 - ・ 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を追記
 - ・ 障害児入所支援における 18 歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について追記
 - ・ 自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について追記
- **相談支援体制の充実・強化等**
 - ・ 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組の推進
- **障害者による文化芸術活動の推進**
 - ・ 関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置推進を追記

○ **障害福祉サービス等の質の向上**

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集する取組について追記

○ **障害福祉人材の確保**

- ・将来にわたり安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と人材を確保していく必要があることを追記
- ・人材確保のため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関する周知・広報の実施等、関係者が協力して取り組んでいく必要性を追記

第2章 本町の障害者の現状

第1節 障害者数の状況

3種の障害者手帳交付数の合計は、平成26年度末は1,607件でしたが、令和元年度末は1,487件と減少傾向となっています。

身体障害者手帳交付件数は、平成26年度末は1,358件でしたが、令和元年度末は1,194件と減少傾向となっています。

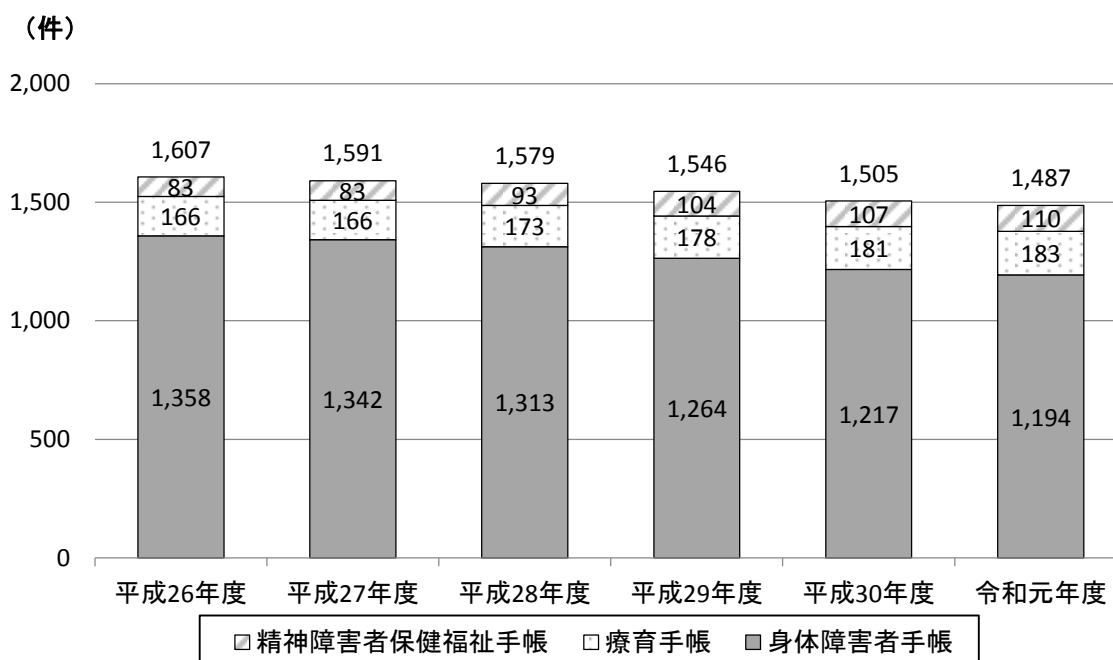
療育手帳交付件数は、平成26年度末は166件でしたが、令和元年度末は183件となっており、増加傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付件数は、平成26年度末は83件でしたが、令和元年度末は110件となっており、増加傾向となっています。

障害者手帳交付状況（件）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳	1,358	1,342	1,313	1,264	1,217	1,194
療育手帳	166	166	173	178	181	183
精神障害者保健福祉手帳	83	83	93	104	107	110
合計	1,607	1,591	1,579	1,546	1,505	1,487

各年度末現在



第2節 障害福祉サービスの利用状況

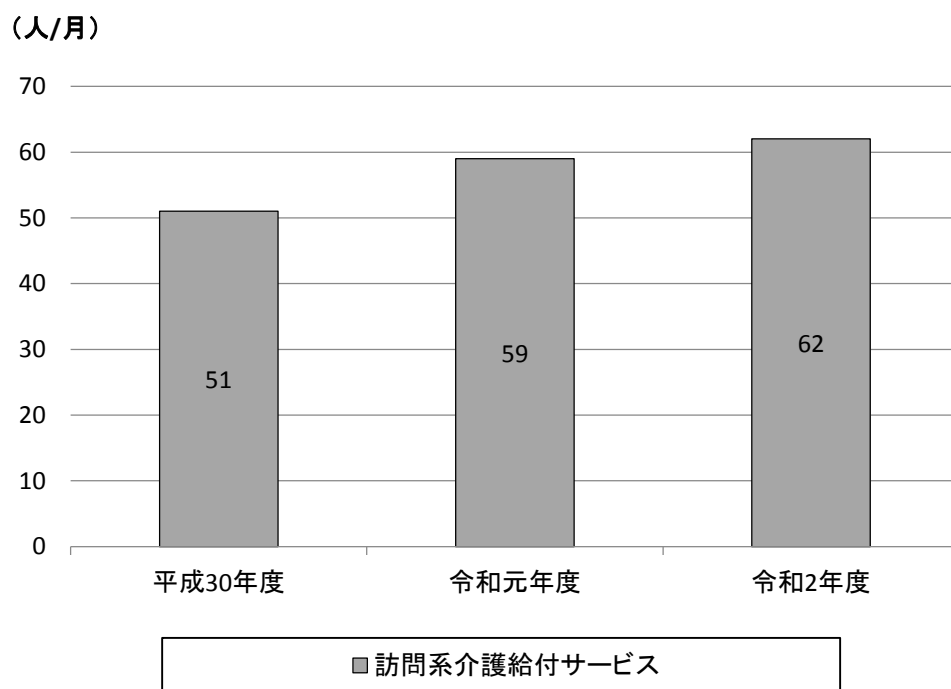
1 訪問系介護給付サービス

平成30年度末からは、増加傾向で推移しています。

訪問系介護給付サービス

	単位	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
訪問系介護給付サービス	(人/月)	51	59	62

令和2年度は、見込み（令和2年11月現在）



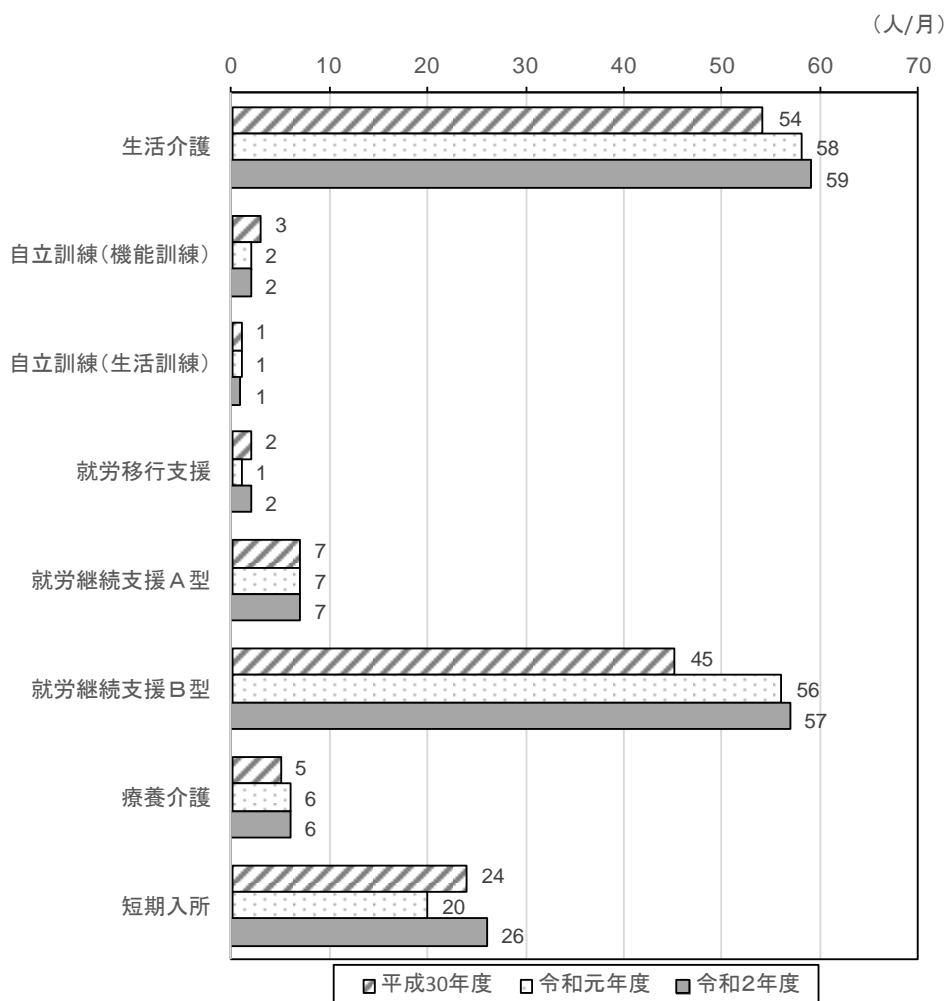
2 日中活動系サービス

全体としておおよそ横ばい傾向で推移していますが、「生活介護」「就労継続支援B型」、は増加傾向、「自立訓練（機能訓練）」は減少傾向となっています。

一方で、「短期入所」はばらつきがあります。

日中活動系サービス

	単位	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
生活介護	(人/月)	54	58	59
自立訓練（機能訓練）		3	2	2
自立訓練（生活訓練）		1	1	1
就労移行支援		2	1	2
就労継続支援A型		7	7	7
就労継続支援B型		45	56	57
療養介護		5	6	6
短期入所		24	20	26

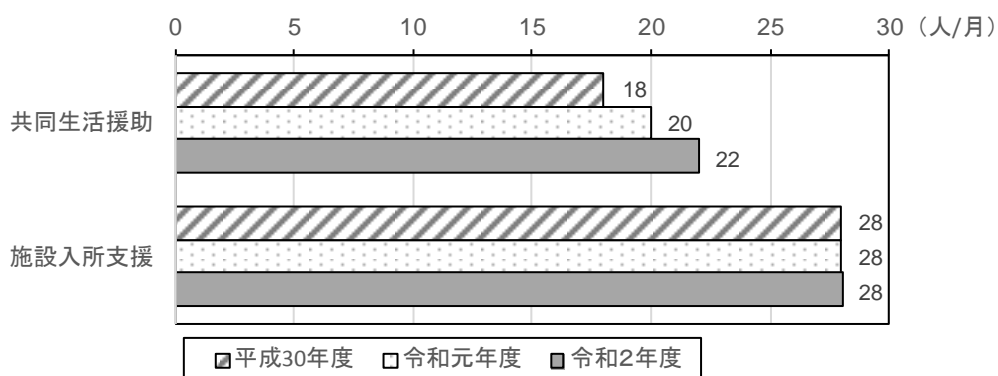


3 居住系サービス

「共同生活援助」、「施設入所支援」とともに数人の差はありますが、おおよそ横ばい傾向で推移しています。

居住系サービス

	単位	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末
共同生活援助	(人/月)	18	20	22
施設入所支援		28	28	28

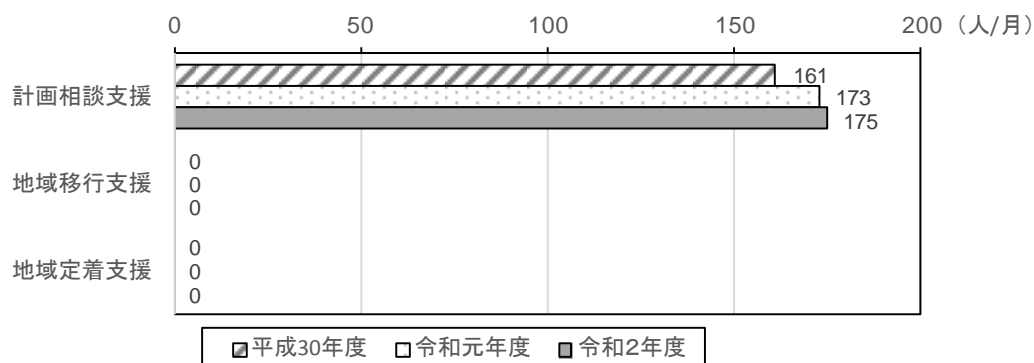


4 相談支援

「計画相談支援」は増加傾向となっています。

相談支援

	単位	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末
計画相談支援	(人/月)	161	173	175
地域移行支援		0	0	0
地域定着支援		0	0	0

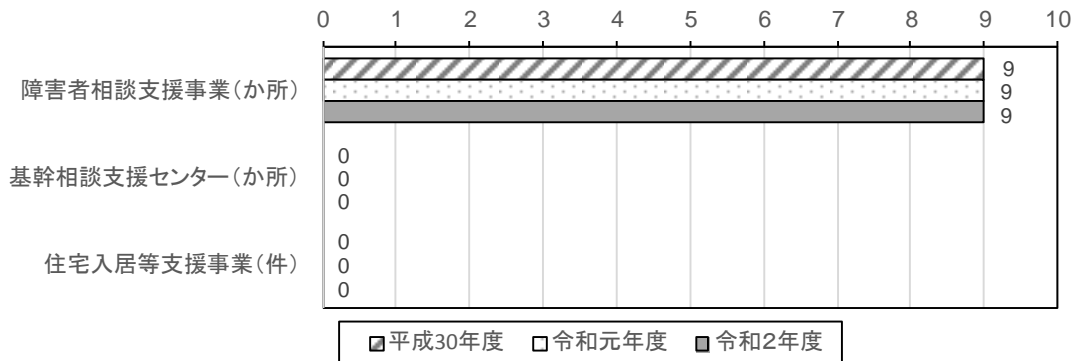


5 相談支援事業【地域生活支援事業】

横ばい傾向となっています。

相談支援事業【地域生活支援事業】

		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
障害者相談支援事業	か所	9	9	9
基幹相談支援センター	か所	0	0	0
住宅入居等支援事業	件	0	0	0

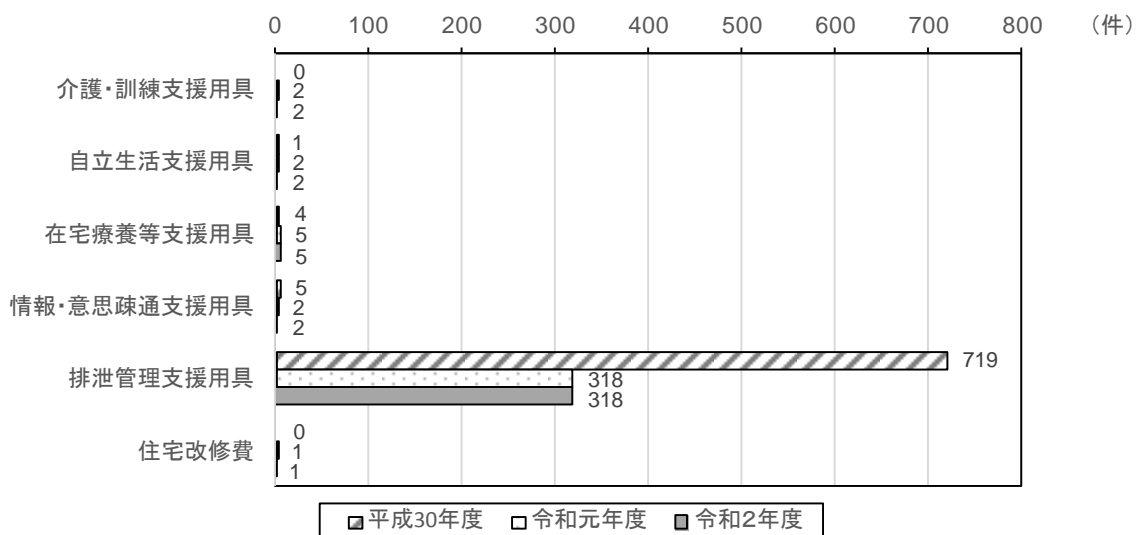


6 日常生活用具給付等事業【地域生活支援事業】

全体としておおよそ横ばい傾向ですが、「排泄管理支援用具」は減少傾向となっています。

日常生活用具給付等事業【地域生活支援事業】

		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
介護・訓練支援用具	件	0	2	2
自立生活支援用具	件	1	2	2
在宅療養等支援用具	件	4	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	5	2	2
排泄管理支援用具	件	719	318	318
住宅改修費	件	0	1	1



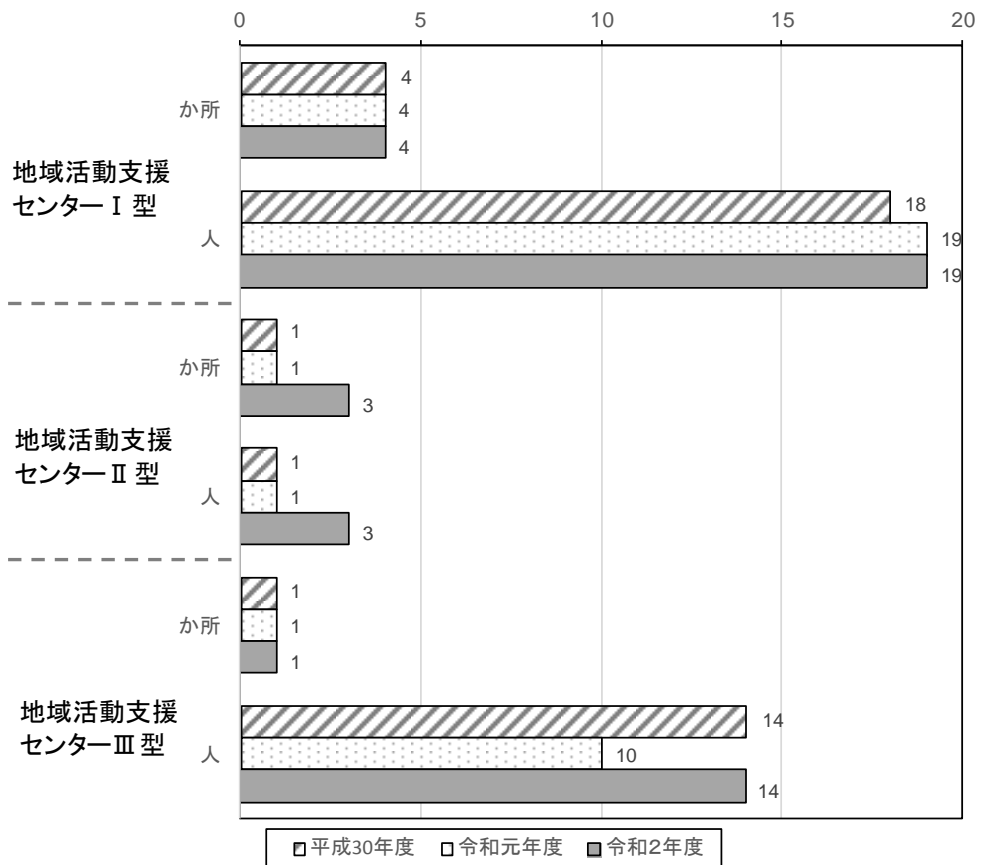
7 地域活動支援センター事業【地域生活支援事業】

設置か所数は3種ともに横ばいで推移しています。

「地域活動支援センターⅠ型」、「地域活動支援センターⅡ型」は増加傾向で推移していますが、「地域活動支援センターⅢ型」の利用者数はばらつきがあります。

地域活動支援センター【地域生活支援事業】

		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
地域活動支援センターⅠ型	か所	4	4	4
	人	18	19	19
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	1	3
	人	1	1	3
地域活動支援センターⅢ型	か所	1	1	1
	人	14	10	14

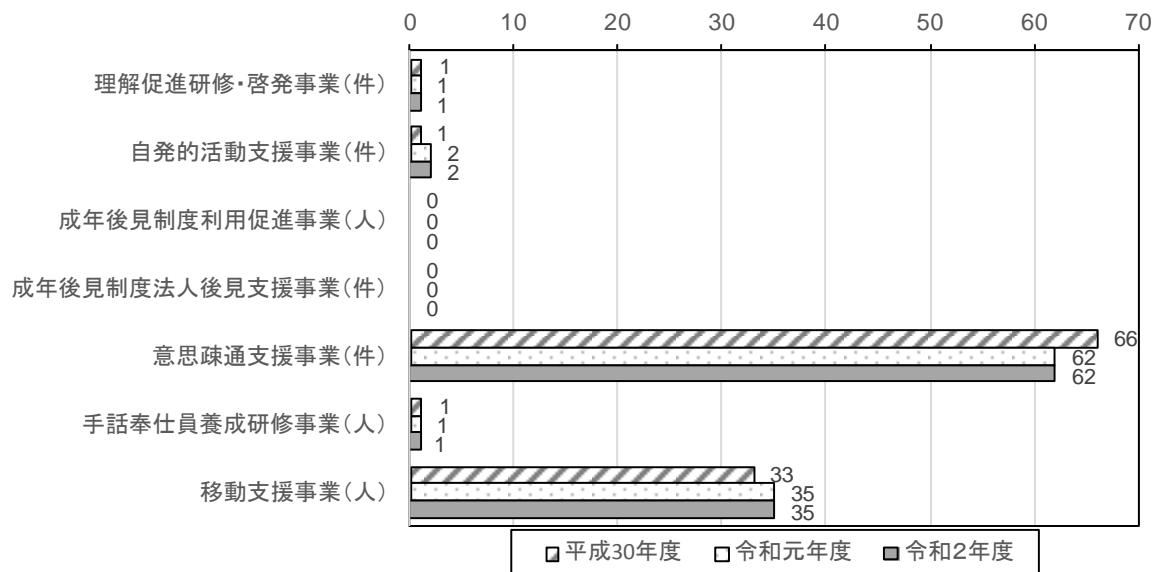


8 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度利用促進事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業【地域生活支援事業】

全体としておおよそ横ばい傾向ですが、「意思疎通支援事業」は減少傾向となっています。

理解促進研修・啓発事業等【地域生活支援事業】

		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	1
自発的活動支援事業	件	1	2	2
成年後見制度利用促進事業	人	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	0
意思疎通支援事業	件	66	62	62
手話奉仕員養成研修事業	人	1	1	1
移動支援事業	人	33	35	35

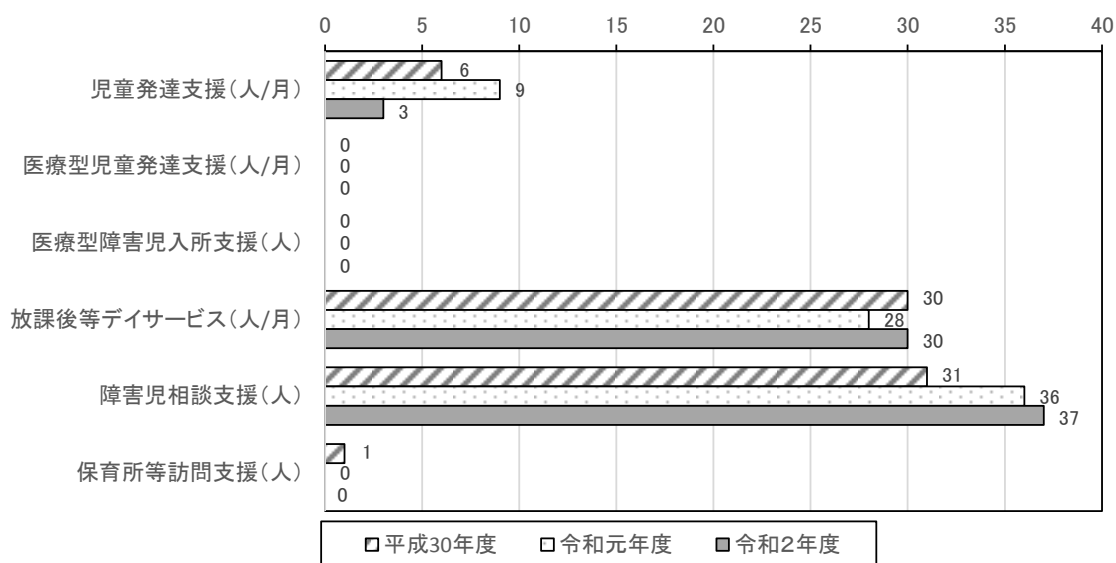


9 障害児支援

全体としておおよそ横ばい傾向で推移していますが、「保育所等訪問支援」は減少傾向、「障害児相談支援」は増加傾向となっています。また「児童発達支援」、「放課後デイサービス」はばらつきがあります。

障害児支援

		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
児童発達支援	人/月	6	9	3
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
医療型障害児入所支援	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	30	28	30
障害児相談支援	人	31	36	37
保育所等訪問支援	人	1	0	0



第3節 計画値と実績値の比較

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスの計画値と実績値の比較は、以下のとおりです。

障害福祉サービスの計画値と実績値の比較

サービス名	単位	平成 30 年度末			平成 31(R1) 年度末		
		実績値	計画値	対計画比 (実績値/ 計画値)	実績値	計画値	対計画比 (実績値/ 計画値)
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	51	42	121.4%	56	44	127.3%
療養介護	人/月	5	5	100.0%	5	5	100.0%
生活介護	人/月	54	53	101.9%	58	54	107.4%
短期入所	人/月	24	19	126.3%	28	19	147.4%
共同生活援助	人/月	18	21	85.7%	20	21	95.2%
施設入所支援	人/月	28	25	112.0%	28	24	116.7%
自立訓練(機能訓練)	人/月	3	2	150.0%	2	2	100.0%
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	2	50.0%	1	2	50.0%
就労移行支援	人/月	2	1	200.0%	0	1	0.0%
就労継続支援A型	人/月	7	7	100.0%	7	8	87.5%
就労継続支援B型	人/月	45	45	100.0%	53	46	115.2%
計画相談支援	人/月	161	155	103.9%	175	157	111.5%
地域移行支援	人/月	0	0	-	0	1	0.0%
地域定着支援	人/月	0	0	-	0	1	0.0%
障害児相談支援	人/月	31	32	96.9%	33	33	100.0%
児童発達支援	人/月	6	7	85.7%	5	7	71.4%
医療型児童発達支援	人/月	0	0	-	0	0	-
放課後等デイサービス	人/月	30	17	176.5%	31	17	182.4%
保育所等訪問支援	人/月	1	1	100.0%	0	1	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	-	0	0	-
医療型障害児入所支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業の計画値と実績値の比較は、以下のとおりです。

地域生活支援事業の計画値と実績値の比較

サービス名	単位	平成 30 年度末			平成 31(R1)年度末		
		実績値	計画値	対計画比 (実績値/ 計画値)	実績値	計画値	対計画比 (実績値/ 計画値)
障害者相談支援事業	か所	9	9	100.0%	9	9	100.0%
基幹相談支援センター	か所	0	0	-	0	0	-
	件	0	0	-	0	0	-
住宅入居等支援事業	件	0	0	-	0	0	-
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	100.0%	1	1	100.0%
自発的活動支援事業	件	1	1	100.0%	1	1	100.0%
成年後見制度利用促進事業	人	0	0	-	0	0	-
成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	-	0	0	-
意思疎通支援事業	件	66	24	275.0%	62	24	258.3%
介護・訓練支援用具	件	0	3	0.0%	2	3	66.7%
自立生活支援用具	件	1	3	33.3%	2	3	66.7%
在宅療養等支援用具	件	4	9	44.4%	5	9	55.6%
情報・意思疎通支援用具	件	5	7	71.4%	2	7	28.6%
排泄管理支援用具	件	719	646	111.3%	318	646	49.2%
住宅改修費	件	0	1	0.0%	1	1	100.0%
手話奉仕員養成研修事業	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%
移動支援事業	時間	3132	3785	82.7%	3072	3785	81.2%
	人	33	42	78.6%	35	42	83.3%
地域活動支援センターⅠ型	か所	4	5	80.0%	4	5	80.0%
	人	18	21	85.7%	18	21	85.7%
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%
地域活動支援センターⅢ型	か所	2	2	100.0%	1	2	50.0%
	人	13	13	100.0%	14	13	107.7%

第4節 アンケート調査からみた障害者の現状

1 アンケート調査の概要

障害者の方の日常生活の様子や障害福祉サービスなどの現状を把握するためのアンケート調査を令和2年6月に郵送により実施しました。

アンケート調査の実施状況

調査票の種類	対象	配布数	回収数	回収率
障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査	居宅の障害者及び障害児の保護者(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者)	800 票	434 票	54.3%

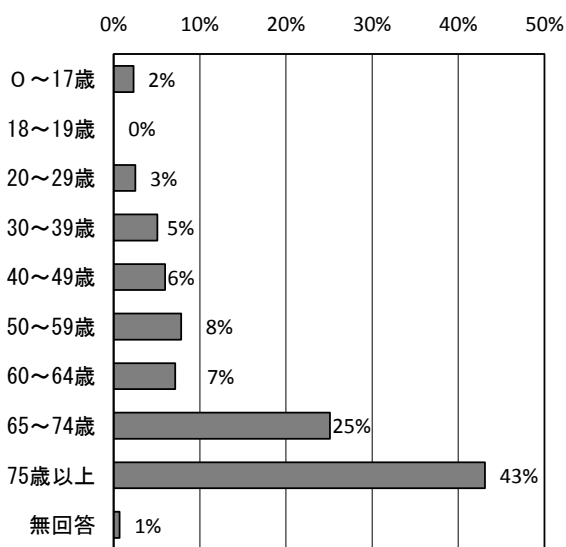
2 アンケート調査結果の留意点

- 設問の中には前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答者数が全体より少なくなっています。
- 設問には1つのみ答える単数回答（SA：シングルアンサー）と、複数回答（MA：マルチアンサー）があります。MAの集計においては、回答者がその選択肢を選択した割合を算出しています。
- 割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100.0%にならないものがあります。

3 アンケート調査結果の概要

(1) 障害者の年齢

選択項目	人数	割合
0～17 歳	10	2%
18～19 歳	1	0%
20～29 歳	11	3%
30～39 歳	22	5%
40～49 歳	26	6%
50～59 歳	34	8%
60～64 歳	31	7%
65～74 歳	109	25%
75 歳 以上	187	43%
無回答	3	1%
合計	434	100%

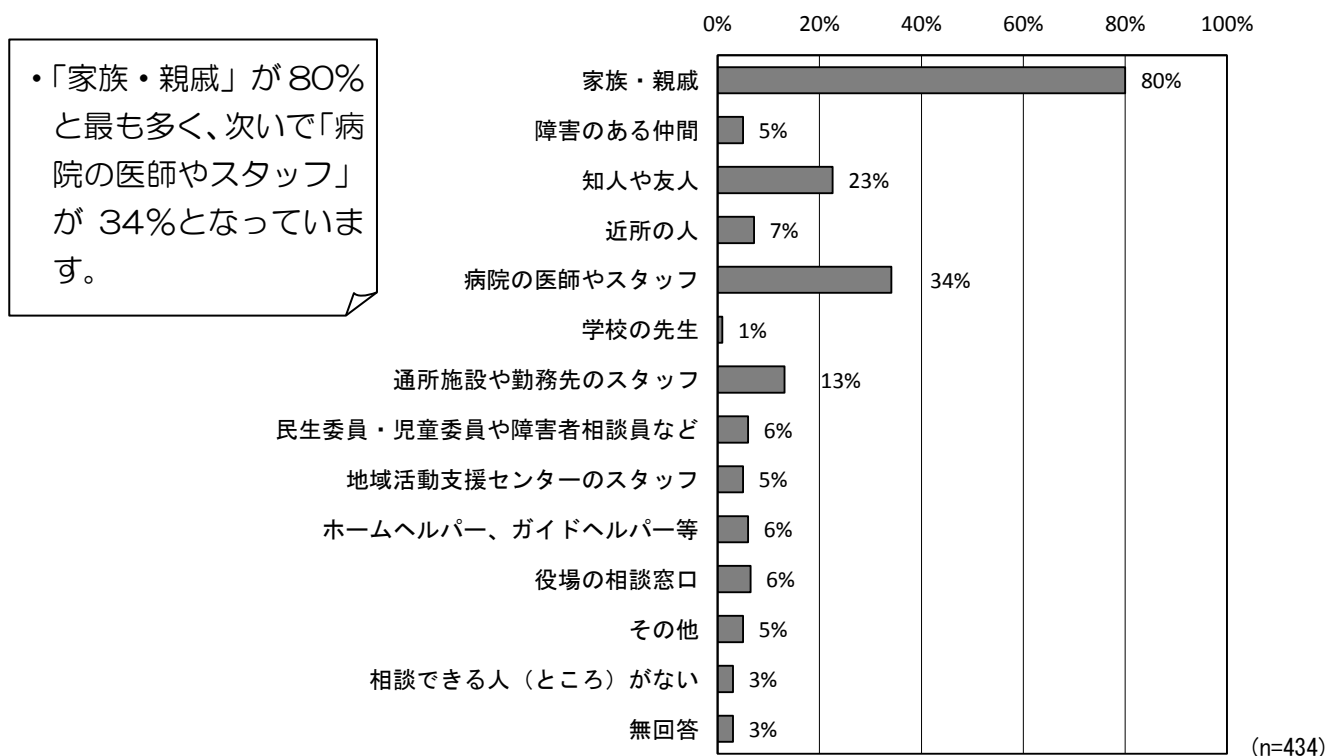


(n=434)

・年齢は「75歳以上」が43%で最も多く、次いで「65～74歳」が25%と高齢化が進んでいます。

(2) 心配事や悩みの相談先

選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	434	312	53	18	29	14	8
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
家族・親戚	349	273	23	15	22	11	5
	80%	88%	43%	83%	76%	79%	63%
障害のある仲間	22	13	5	0	4	0	0
	5%	4%	9%	0%	14%	0%	0%
知人や友人	98	77	3	5	7	4	2
	23%	25%	6%	28%	24%	29%	25%
近所の人	31	26	1	1	2	1	0
	7%	8%	2%	6%	7%	7%	0%
病院の医師やスタッフ	148	116	5	8	14	3	2
	34%	37%	9%	44%	48%	21%	25%
学校の先生	4	1	3	0	0	0	0
	1%	0%	6%	0%	0%	0%	0%
通所施設や勤務先のスタッフ	57	28	19	0	7	3	0
	13%	9%	36%	0%	24%	21%	0%
民生委員・児童委員や障害者相談員など	27	15	6	1	4	1	0
	6%	5%	11%	6%	14%	7%	0%
地域活動支援センターのスタッフ	21	15	1	2	1	2	0
	5%	5%	2%	11%	3%	14%	0%
ホームヘルパー、ガイドヘルパー等	25	19	1	1	1	2	1
	6%	6%	2%	6%	3%	14%	13%
役場の相談窓口	28	23	1	0	2	2	0
	6%	7%	2%	0%	7%	14%	0%
その他	20	3	14	2	1	0	0
	5%	1%	26%	11%	3%	0%	0%
相談できる人（ところ）がない	12	8	1	0	0	1	2
	3%	3%	2%	0%	0%	7%	25%
無回答	11	7	1	0	2	0	1
	3%	2%	2%	0%	7%	0%	13%

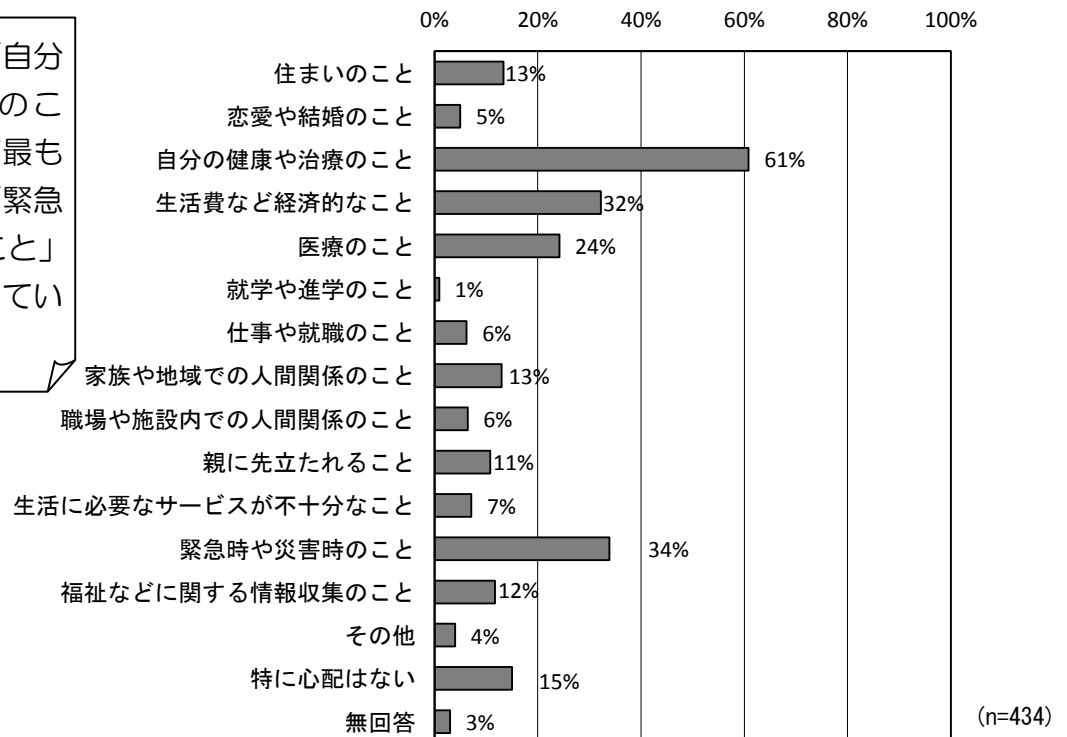


・「家族・親戚」が80%と最も多く、次いで「病院の医師やスタッフ」が34%となっています。

(3) 将来の心配事

選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	434	312	53	18	29	14	8
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
住まいのこと	58	31	11	8	3	3	2
	13%	10%	21%	44%	10%	21%	25%
恋愛や結婚のこと	22	9	6	3	3	1	0
	5%	3%	11%	17%	10%	7%	0%
自分の健康や治療のこと	264	207	25	8	13	6	5
	61%	66%	47%	44%	45%	43%	63%
生活費など経済的なこと	140	96	14	10	10	7	3
	32%	31%	26%	56%	34%	50%	38%
医療のこと	105	81	6	5	6	5	2
	24%	26%	11%	28%	21%	36%	25%
就学や進学のこと	4	2	1	1	0	0	0
	1%	1%	2%	6%	0%	0%	0%
仕事や就職のこと	27	8	8	6	3	1	1
	6%	3%	15%	33%	10%	7%	13%
家族や地域での人間関係のこと	56	32	12	3	4	3	2
	13%	10%	23%	17%	14%	21%	25%
職場や施設内での人間関係のこと	28	10	9	6	3	0	0
	6%	3%	17%	33%	10%	0%	0%
親に先立たれること	47	10	16	10	8	1	2
	11%	3%	30%	56%	28%	7%	25%
生活に必要なサービスが不十分なこと	31	22	1	4	2	1	1
	7%	7%	2%	22%	7%	7%	13%
緊急時や災害時のこと	147	113	15	5	7	5	2
	34%	36%	28%	28%	24%	36%	25%
福祉などに関する情報収集のこと	51	37	5	4	4	1	0
	12%	12%	9%	22%	14%	7%	0%
その他	17	9	6	0	0	1	1
	4%	3%	11%	0%	0%	7%	13%
特に心配はない	64	44	10	2	4	3	1
	15%	14%	19%	11%	14%	21%	13%
無回答	11	7	0	0	3	0	1
	3%	2%	0%	0%	10%	0%	13%

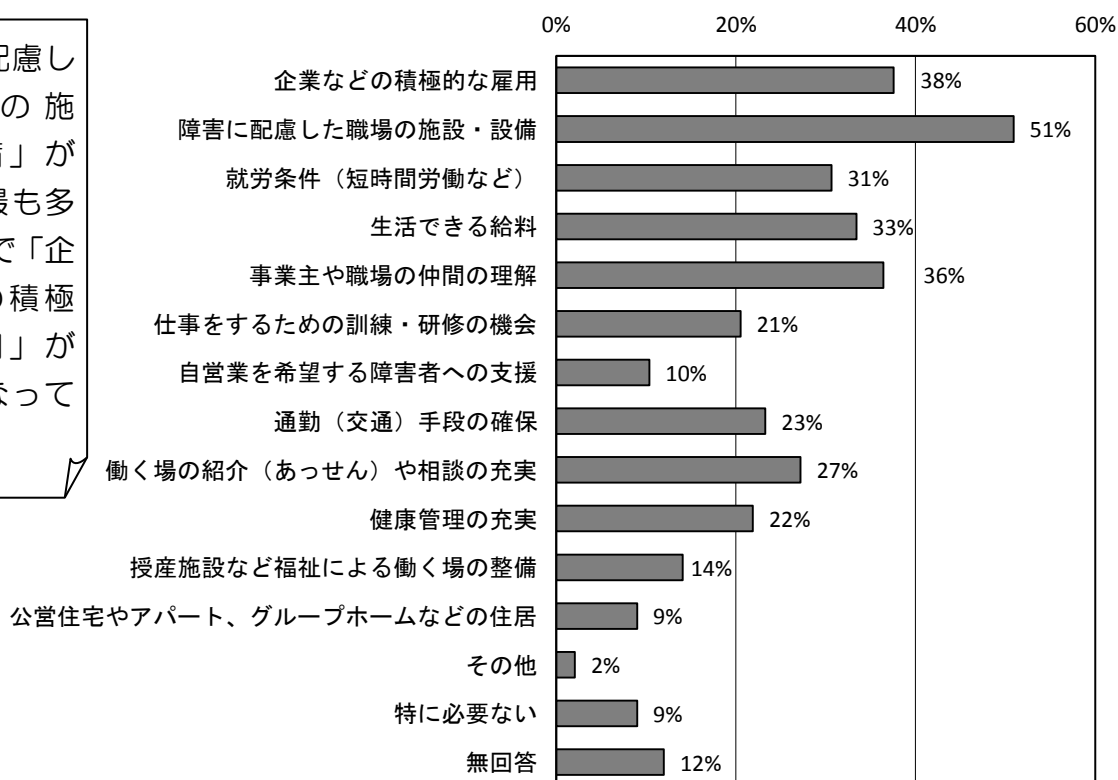
・将来の心配は「自分の健康や治療のこと」が61%で最も多く、次いで「緊急時や災害時のこと」が34%となっています。



(4) 障害がある人が働くために必要なこと

選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	434	312	53	18	29	14	8
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
企業などの積極的な雇用	163	123	20	9	7	2	2
	38%	39%	38%	50%	24%	14%	25%
障害に配慮した職場の施設・設備	221	161	32	11	9	5	3
	51%	52%	60%	61%	31%	36%	38%
就労条件（短時間労働など）	133	100	12	11	5	2	3
	31%	32%	23%	61%	17%	14%	38%
生活できる給料	145	99	22	10	8	3	3
	33%	32%	42%	56%	28%	21%	38%
事業主や職場の仲間の理解	158	114	23	8	7	3	3
	36%	37%	43%	44%	24%	21%	38%
仕事をするための訓練・研修の機会	89	58	17	7	5	1	1
	21%	19%	32%	39%	17%	7%	13%
自営業を希望する障害者への支援	45	30	3	4	6	0	2
	10%	10%	6%	22%	21%	0%	25%
通勤（交通）手段の確保	101	69	15	8	3	4	2
	23%	22%	28%	44%	10%	29%	25%
働く場の紹介（あっせん）や相談の充実	118	88	15	7	5	1	2
	27%	28%	28%	39%	17%	7%	25%
健康管理の充実	95	69	8	5	6	4	3
	22%	22%	15%	28%	21%	29%	38%
授産施設など福祉による働く場の整備	61	33	19	6	2	0	1
	14%	11%	36%	33%	7%	0%	13%
公営住宅やアパート、グループホームなどの住居	38	21	6	4	4	0	3
	9%	7%	11%	22%	14%	0%	38%
その他	9	5	2	1	0	0	1
	2%	2%	4%	6%	0%	0%	13%
特に必要ない	37	25	3	1	5	3	0
	9%	8%	6%	6%	17%	21%	0%
無回答	52	40	1	0	6	1	4
	12%	13%	2%	0%	21%	7%	50%

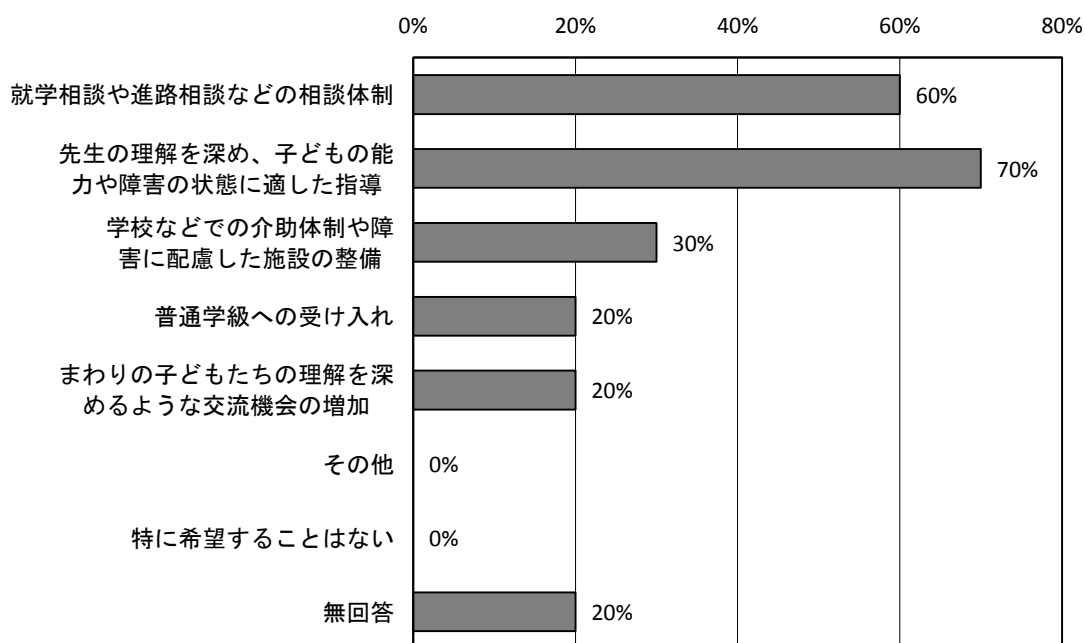
・「障害に配慮した職場の施設・設備」が51%で最も多く、次いで「企業などの積極的な雇用」が38%となっています。



(n=434)

(5) 保育や学校教育に望むこと

選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	10	4	4	1	1	0	0
	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%
就学相談や進路相談などの相談体制	6	2	4	0	0	0	0
	60%	50%	100%	0%	0%	0%	0%
先生の理解を深め、子どもの能力や障害の状態に適した指導	7	3	3	1	0	0	0
	70%	75%	75%	100%	0%	0%	0%
学校などでの介助体制や障害に配慮した施設の整備	3	2	1	0	0	0	0
	30%	50%	25%	0%	0%	0%	0%
普通学級への受け入れ	2	2	0	0	0	0	0
	20%	50%	0%	0%	0%	0%	0%
まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会の増加	2	1	1	0	0	0	0
	20%	25%	25%	0%	0%	0%	0%
その他	0	0	0	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
特に希望することはない	0	0	0	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
無回答	2	1	0	0	1	0	0
	20%	25%	0%	0%	100%	0%	0%



(n=10)

・「先生の理解を深め、こどもの能力や障害の状態に適した指導」が70%で最も多く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制」が60%となっています。

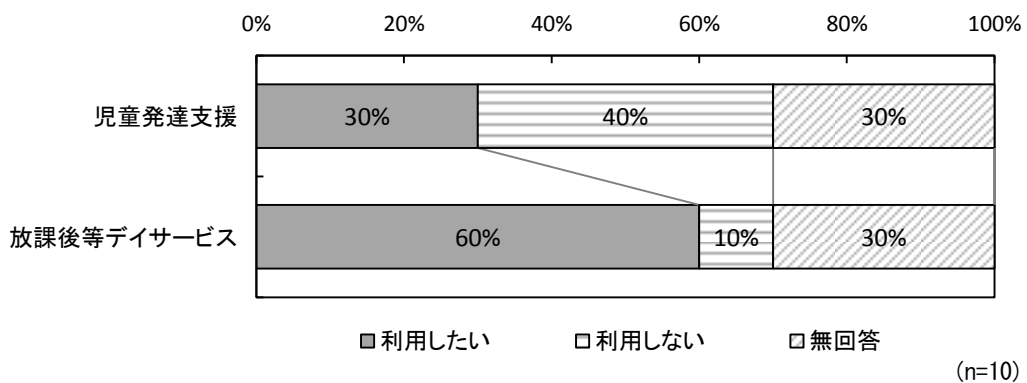
(6) 今後利用したい障害児サービス

① 児童発達支援

選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	10 100%	4 100%	4 100%	1 100%	1 100%	0 0%	0 0%
利用したい	3 30%	2 50%	1 25%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
利用しない	4 40%	1 25%	2 50%	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%
無回答	3 30%	1 25%	1 25%	0 0%	1 100%	0 0%	0 0%

② 放課後等デイサービス

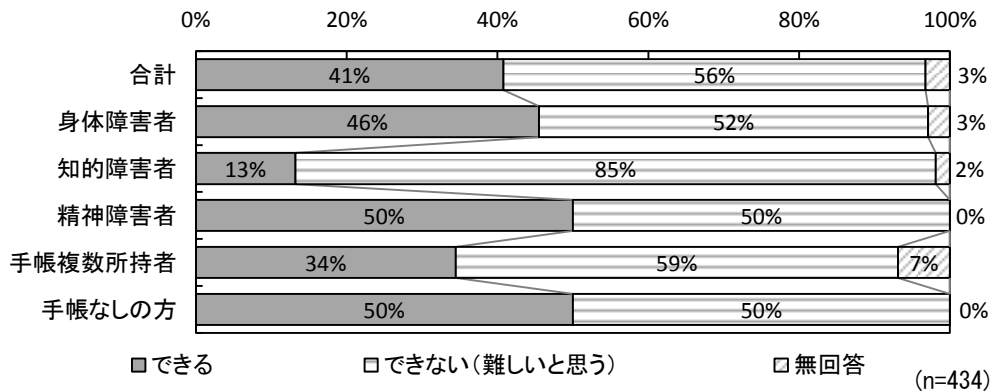
選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	10 100%	4 100%	4 100%	1 100%	1 100%	0 0%	0 0%
利用したい	6 60%	2 50%	3 75%	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%
利用しない	1 10%	1 25%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
無回答	3 30%	1 25%	1 25%	0 0%	1 100%	0 0%	0 0%



- ・「児童発達支援」を今後利用したい割合は 30%となっています。
- ・「放課後等デイサービス」を今後利用したい割合は 60%となっています。

(7) 災害時に一人で避難できるか

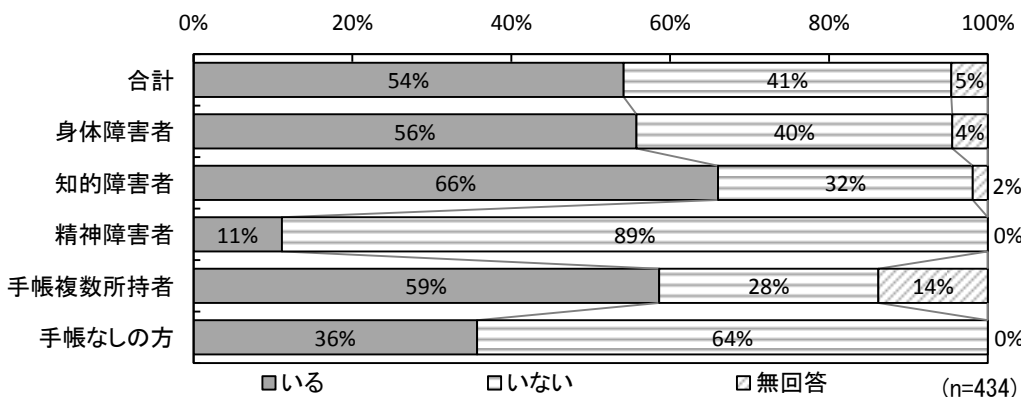
選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	434	312	53	18	29	14	8
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
できる	177	142	7	9	10	7	2
	41%	46%	13%	50%	34%	50%	25%
できない(難しいと思う)	243	161	45	9	17	7	4
	56%	52%	85%	50%	59%	50%	50%
無回答	14	9	1	0	2	0	2
	3%	3%	2%	0%	7%	0%	25%



・「できない(難しいと思う)」が56%となっています。

(8) 避難する時に、近所に助けてくれる人はいるか

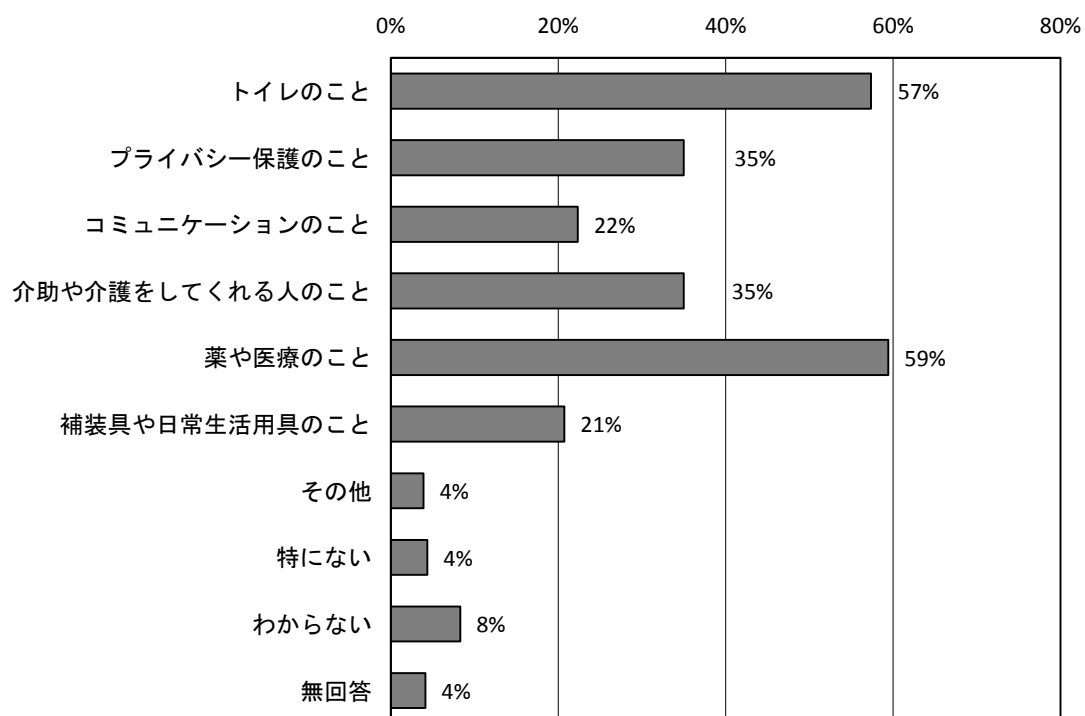
選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	434	312	53	18	29	14	8
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
いる(いると思う)	235	174	35	2	17	5	2
	54%	56%	66%	11%	59%	36%	25%
いない(いないと思う)	179	124	17	16	8	9	5
	41%	40%	32%	89%	28%	64%	63%
無回答	20	14	1	0	4	0	1
	5%	4%	2%	0%	14%	0%	13%



・「いない(いないと思う)」が41%となっています。

(9) 災害時に避難所で困ること

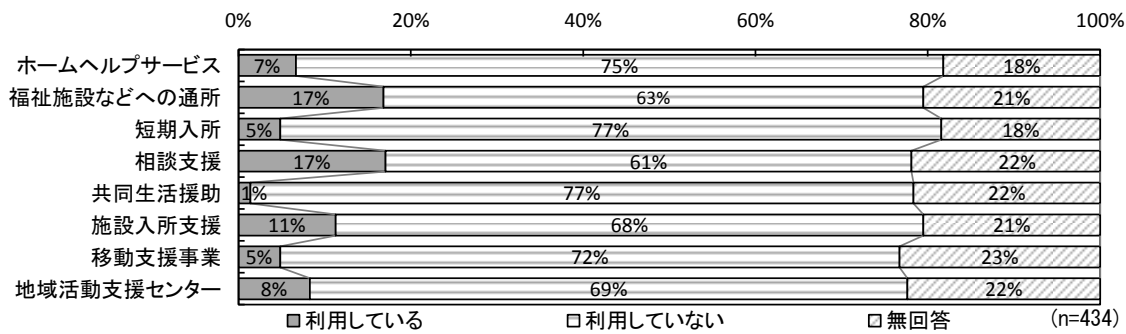
選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	434	312	53	18	29	14	8
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
トイレのこと	249	197	19	6	15	9	3
	57%	63%	36%	33%	52%	64%	38%
プライバシー保護のこと	153	112	15	9	7	5	5
	35%	36%	28%	50%	24%	36%	63%
コミュニケーションのこと	97	43	31	10	8	3	2
	22%	14%	58%	56%	28%	21%	25%
介助や介護をしてくれる人のこと	151	106	27	2	10	5	1
	35%	34%	51%	11%	34%	36%	13%
薬や医療のこと	258	191	28	12	14	8	5
	59%	61%	53%	67%	48%	57%	63%
補装具や日常生活用具のこと	90	77	6	0	2	4	1
	21%	25%	11%	0%	7%	29%	13%
その他	17	8	5	0	3	0	1
	4%	3%	9%	0%	10%	0%	13%
特にない	19	15	3	1	0	0	0
	4%	5%	6%	6%	0%	0%	0%
わからない	36	27	4	0	2	3	0
	8%	9%	8%	0%	7%	21%	0%
無回答	18	10	2	0	5	0	1
	4%	3%	4%	0%	17%	0%	13%



(n=434)

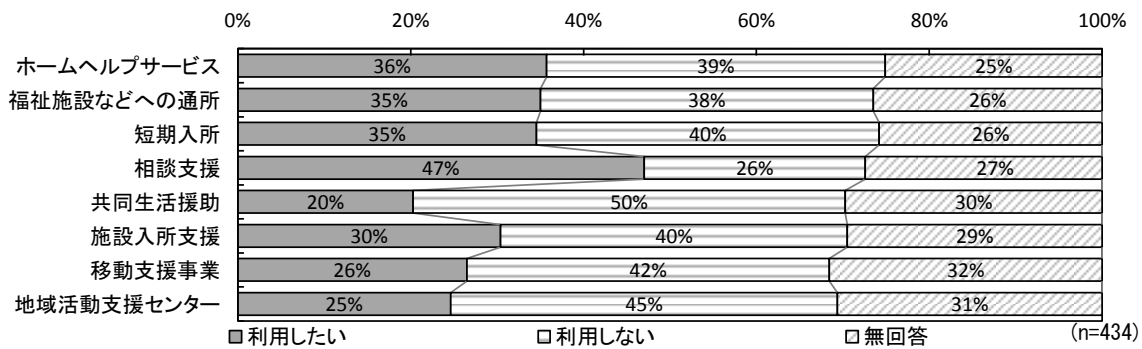
・災害時に避難所などで困ることは、「薬や医療のこと」が59%で最も多く、次いで「トイレのこと」が57%となっています。

(10) 現在、利用している障害福祉サービス



・現在、利用しているサービスでは、「福祉施設などへの通所」「相談支援」が17%と最も多くなっています。

(11) 今後、利用したい障害福祉サービス

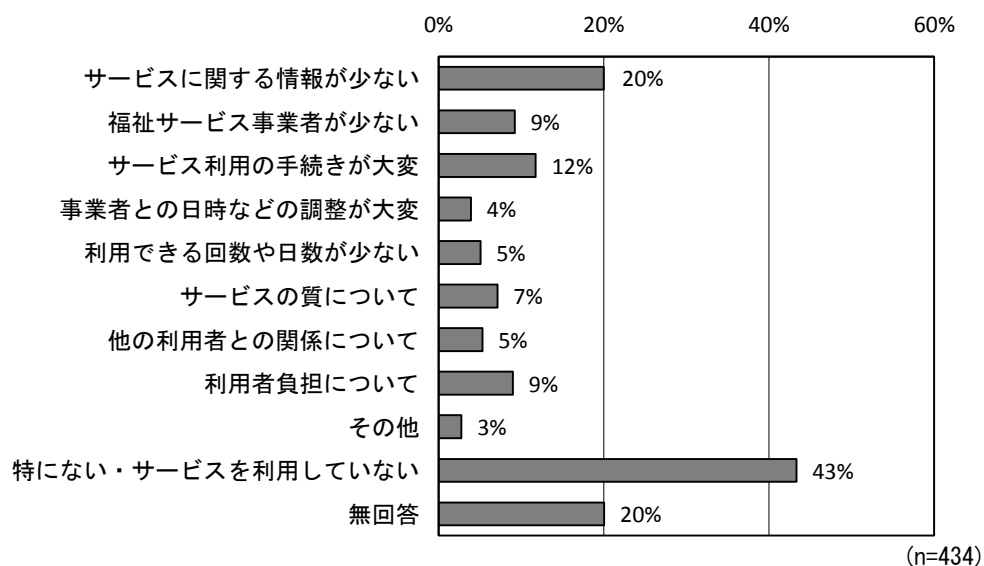


・今後、利用したいサービスでは、「相談支援」が47%と最も多くなっています。次いで「ホームヘルプサービス」が36%、「福祉施設などへの通所」「短期入所」が35%となっています。

・いずれのサービスも現在利用している割合よりも、今後利用した割合が大幅に大きくなっています。

(12) 障害福祉サービスを利用する上で困っていること

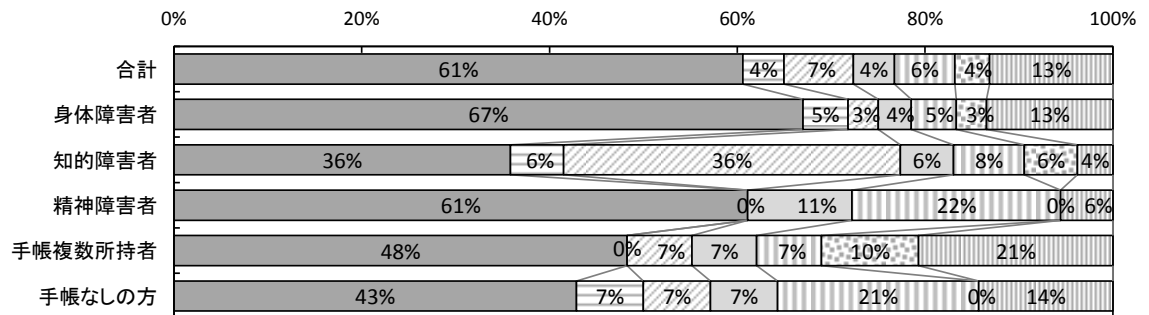
選択項目	合計	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	手帳複数 所持者	手帳なし の方	無回答
合計	434 100%	312 100%	53 100%	18 100%	29 100%	14 100%	8 100%
サービスに関する情報が少ない	88 20%	67 21%	6 11%	7 39%	7 24%	0 0%	1 13%
福祉サービス事業者が少ない	40 9%	23 7%	10 19%	3 17%	2 7%	1 7%	1 13%
サービス利用の手続きが大変	51 12%	39 13%	5 9%	3 17%	3 10%	0 0%	1 13%
事業者との日時などの調整が大変	17 4%	10 3%	3 6%	1 6%	3 10%	0 0%	0 0%
利用できる回数や日数が少ない	22 5%	14 4%	4 8%	2 11%	1 3%	0 0%	1 13%
サービスの質について	31 7%	21 7%	5 9%	2 11%	3 10%	0 0%	0 0%
他の利用者との関係について	23 5%	4 1%	15 28%	3 17%	1 3%	0 0%	0 0%
利用者負担について	39 9%	31 10%	2 4%	2 11%	2 7%	2 14%	0 0%
その他	12 3%	4 1%	7 13%	0 0%	1 3%	0 0%	0 0%
特にない・サービスを利用していない	188 43%	143 46%	16 30%	8 44%	7 24%	11 79%	3 38%
無回答	87 20%	67 21%	2 4%	1 6%	11 38%	2 14%	4 50%



- ・障害福祉サービスを利用する上で困っていることは、「サービスに関する情報が少ない」が20%で最も多く、次いで「サービス利用の手続きが大変」が12%となっています。
- ・一方、「特にない・サービスを利用していない」は43%となっています。

(13) 将来暮らしたい場所

選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	434	312	53	18	29	14	8
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
家族と一緒に暮らしたい	263	209	19	11	14	6	4
	61%	67%	36%	61%	48%	43%	50%
グループホームなどで暮らしたい	19	15	3	0	0	1	0
	4%	5%	6%	0%	0%	7%	0%
障害のある人が入所する施設などで暮らしたい	32	10	19	0	2	1	0
	7%	3%	36%	0%	7%	7%	0%
結婚して家庭をつくって暮らしたい	19	11	3	2	2	1	0
	4%	4%	6%	11%	7%	7%	0%
一人で暮らしたい	28	15	4	4	2	3	0
	6%	5%	8%	22%	7%	21%	0%
その他	16	10	3	0	3	0	0
	4%	3%	6%	0%	10%	0%	0%
無回答	57	42	2	1	6	2	4
	13%	13%	4%	6%	21%	14%	50%



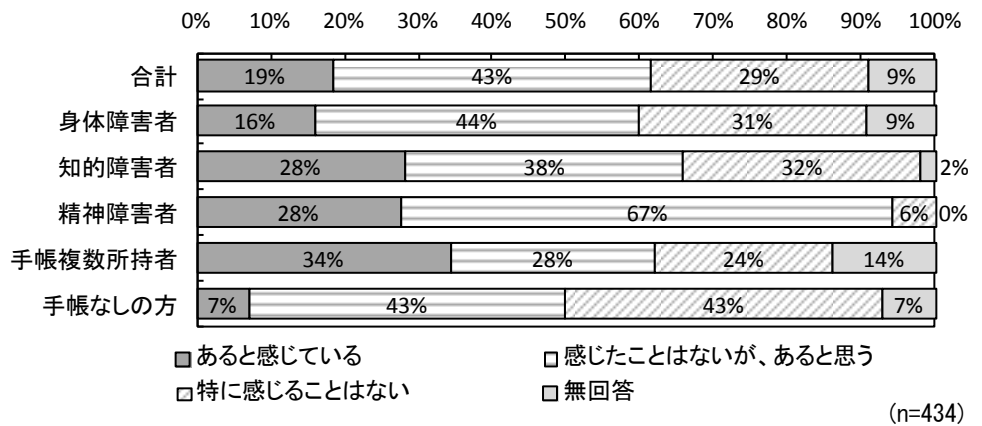
- 家族と一緒に暮らしたい
- グループホームなどで暮らしたい
- 障害のある人が入所する施設などで暮らしたい
- 結婚して家庭をつくって暮らしたい
- 一人で暮らしたい
- その他
- 無回答

(n=434)

- 「家族と一緒に暮らしたい」が61%で最も多くなっています。
- 知的障害者では、「家族と一緒に暮らしたい」とともに「障害のある人が入所する施設などで暮らしたい」が最も多くなっています。

(14) ふだんの暮らしの中で、障害のある人への差別や偏見があると感じるか

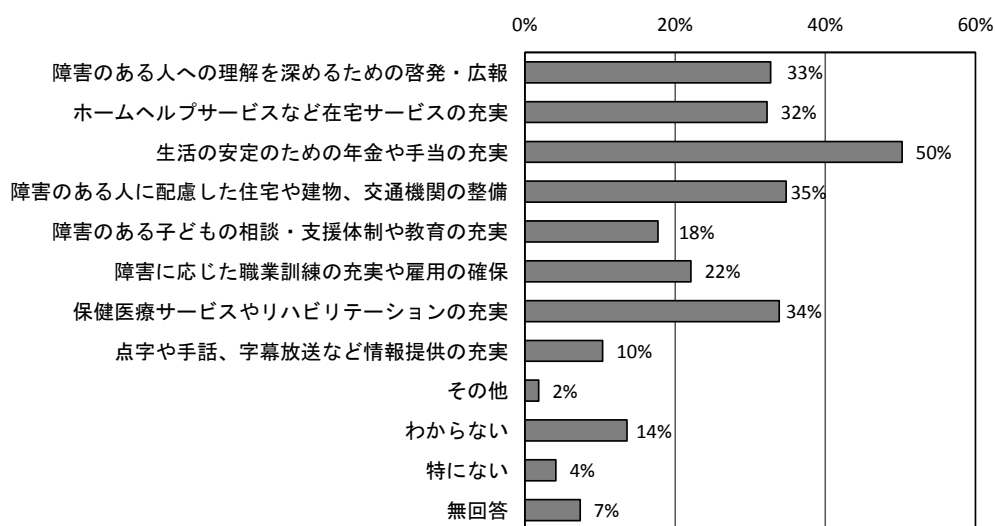
選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	434 100%	312 100%	53 100%	18 100%	29 100%	14 100%	8 100%
あると感じている	81 19%	50 16%	15 28%	5 28%	10 34%	1 7%	0 0%
感じたことはないが、あると思う	186 43%	137 44%	20 38%	12 67%	8 28%	6 43%	3 38%
特に感じることはない	128 29%	96 31%	17 32%	1 6%	7 24%	6 43%	1 13%
無回答	39 9%	29 9%	1 2%	0 0%	4 14%	1 7%	4 50%



- 「あると感じている」は19%となっています。
- 手帳複数所持者では、「あると感じている」が34%になっています。

(15) 障害のある人が地域で安心して暮らせるためには、どのような施策の充実が必要だ
と思うか

選択項目	合計	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	手帳複数 所持者	手帳なし の方	無回答
合計	434	312	53	18	29	14	8
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
障害のある人への理解を深めるための啓発・広報	142	98	22	8	7	4	3
	33%	31%	42%	44%	24%	29%	38%
ホームヘルプサービスなど在宅サービスの充実	140	111	12	6	8	1	2
	32%	36%	23%	33%	28%	7%	25%
生活の安定のための年金や手当の充実	218	162	19	11	15	5	6
	50%	52%	36%	61%	52%	36%	75%
障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	151	109	20	6	7	6	3
	35%	35%	38%	33%	24%	43%	38%
障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実	77	51	13	7	4	1	1
	18%	16%	25%	39%	14%	7%	13%
障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	96	61	14	12	5	2	2
	22%	20%	26%	67%	17%	14%	25%
保健医療サービスやリハビリテーションの充実	147	114	10	7	12	0	4
	34%	37%	19%	39%	41%	0%	50%
点字や手話、字幕放送など情報提供の充実	45	28	6	4	4	1	2
	10%	9%	11%	22%	14%	7%	25%
その他	8	4	2	0	1	0	1
	2%	1%	4%	0%	3%	0%	13%
わからない	59	34	14	3	4	4	0
	14%	11%	26%	17%	14%	29%	0%
特にない	18	14	2	0	1	1	0
	4%	4%	4%	0%	3%	7%	0%
無回答	32	24	2	0	4	1	1
	7%	8%	4%	0%	14%	7%	13%

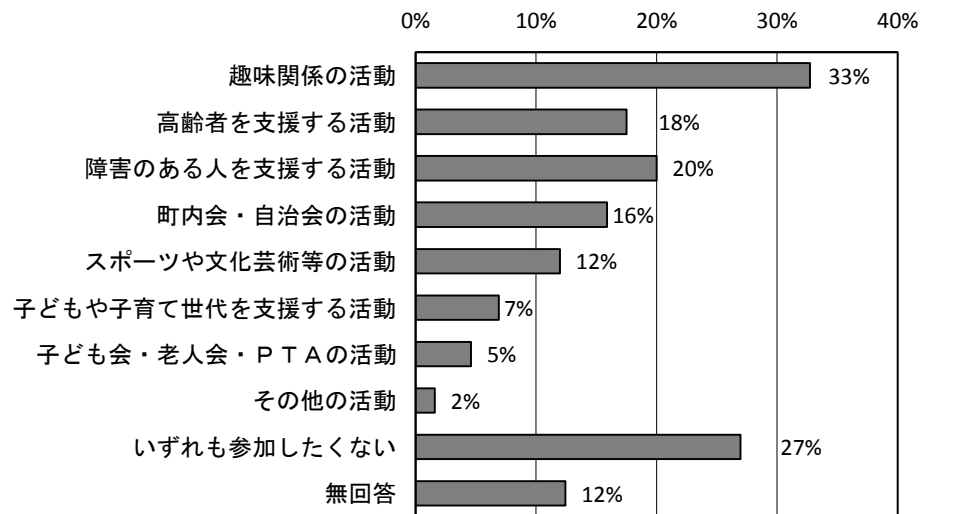


(n=434)

・「生活の安定のための年金や手当の充実」が50%で最も多く、次いで「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が35%、「保健医療サービスやリハビリテーションの充実」が34%、「障害のある人への理解を深めるための啓発・広報」が33%、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」が32%と続いています。

(16) 障害のある人もない人も参加する以下のような活動に参加したいと思うか

選択項目	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なしの方	無回答
合計	434	312	53	18	29	14	8
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
趣味関係の活動	142	102	18	9	5	7	1
	33%	33%	34%	50%	17%	50%	13%
高齢者を支援する活動	76	67	1	1	5	1	1
	18%	21%	2%	6%	17%	7%	13%
障害のある人を支援する活動	87	53	17	4	10	1	2
	20%	17%	32%	22%	34%	7%	25%
町内会・自治会の活動	69	53	9	0	5	1	1
	16%	17%	17%	0%	17%	7%	13%
スポーツや文化芸術等の活動	52	28	16	4	1	2	1
	12%	9%	30%	22%	3%	14%	13%
子どもや子育て世代を支援する活動	30	23	5	1	1	0	0
	7%	7%	9%	6%	3%	0%	0%
子ども会・老人会・PTAの活動	20	16	3	1	0	0	0
	5%	5%	6%	6%	0%	0%	0%
その他の活動	7	5	1	0	1	0	0
	2%	2%	2%	0%	3%	0%	0%
いずれも参加したくない	117	86	11	7	7	5	1
	27%	28%	21%	39%	24%	36%	13%
無回答	54	39	4	0	7	1	3
	12%	13%	8%	0%	24%	7%	38%



(n=434)

- ・「趣味関係の活動」が 33%で最も多く、次いで「障害のある人を支援する活動」が 20%となっています。
- ・一方、「いずれも参加したくない」は 27%となっています。

第3章 基本的な方向性

第1節 基本理念

平成30年3月に策定した「綾川町障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」において計画の基本理念を定めました。

基本理念を定める背景として、「綾川町第2次総合振興計画」（2017年度～2026年度）の将来像「いいひと いいまち いい笑顔 ～住まいる あやがわ～」をめざしたまちづくりを進めており、福祉・社会保障の分野においては「安心して住み続けられるまち」、保健・医療の分野においては「各世代がいきいき暮らせるまち」を基本目標として掲げ、生涯を通じて自分らしくいきいきと、安心して暮らすことのできるまちをめざしていることが挙げられました。

本計画期間中においても、上位計画である「綾川町第2次総合振興計画」の計画期間内であることから、基本理念を引き継ぐこととします。

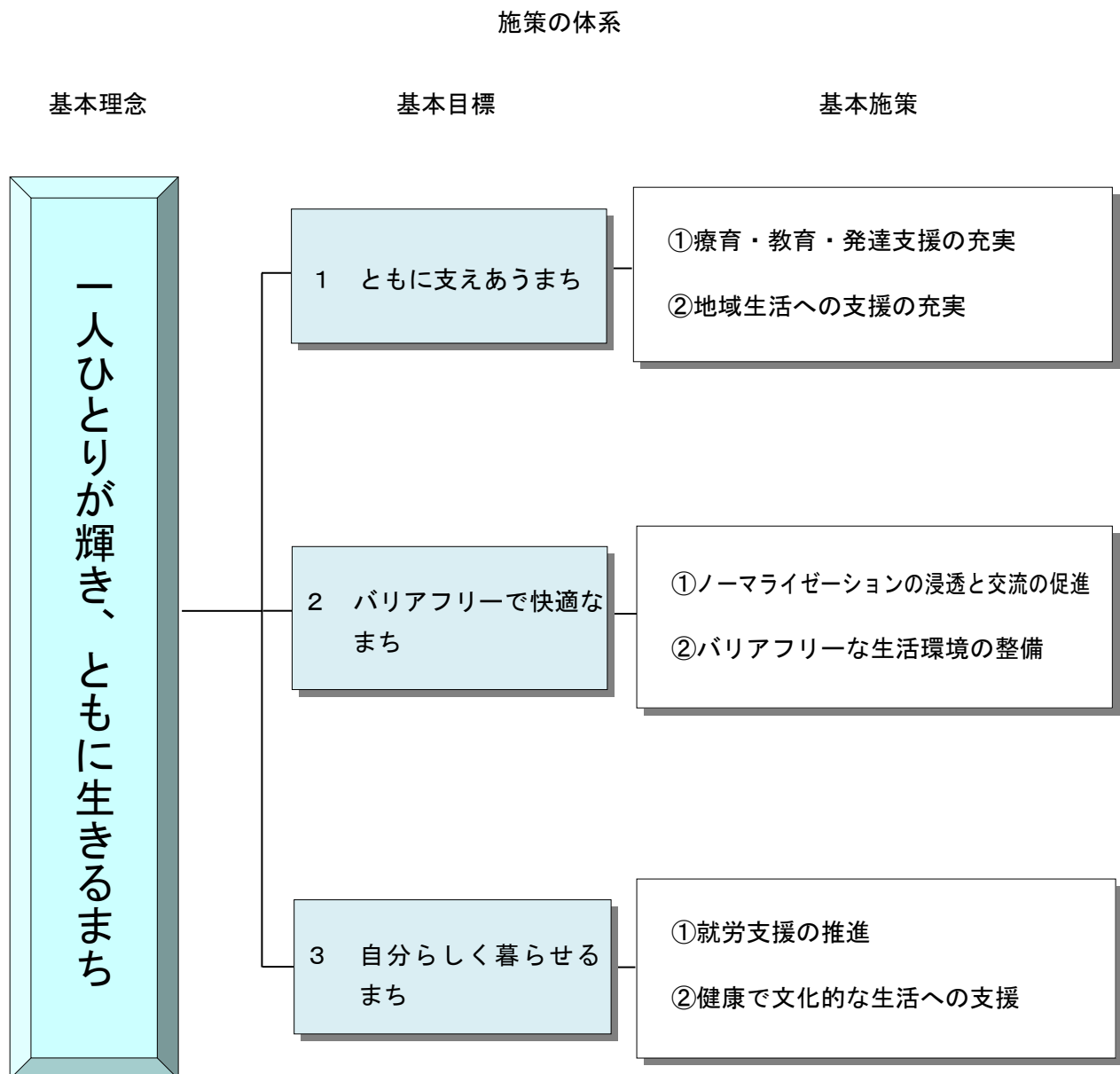
改めて、基本理念「一人ひとりが輝き、ともに生きるまち」のもと、すべての住民がお互いに人権を尊重し、地域で支えあうまちづくり、すべての障害者が、自分の望む生き方を、主体的に選び、個性を発揮して地域で活躍し、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送れるまちづくりをめざしていきます。

【基本理念】

一人ひとりが輝き、ともに生きるまち

第2節 基本目標と基本施策

基本理念の実現のため、3つの基本目標と6つの基本施策を定めます。



基本目標1 ともに支えあうまち

障害者が自立した生活を送るためには、障害の態様や世帯状況など障害者の置かれた状況に応じ、一人ひとりが必要とするサービスを自ら多様に選択できることが重要です。

また、地域のあらゆる住民が「他人事」ではなく「我が事」として、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、「丸ごと」支えあう「地域共生社会」の形成を図り、障害者が役割を持ち、支えあい、認めあいながら、自分らしく活躍し、安心して暮らしていけるまちづくりが必要です。

そのためには、保健・医療・福祉分野を中心にその主体性と自立性の尊重を基本としたサービス内容の充実を図るとともに、サービスを提供する福祉人材の確保・定着・人材育成に努めなければなりません。

こうした観点から、保健・医療・福祉をはじめとする関連部門の連携強化はもとより、民間の関連団体や施設、ボランティア活動など地域が有する社会資源の積極的な活用に努め、「みんなで支えあうまち」の実現をめざします。

事業体系

基本施策1 療育・教育・発達支援の充実	
1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保	①母子保健事業による障害の早期発見 ②療育・発達相談体制の充実 ③児童発達支援事業による療育・発達支援の推進
2) 特別支援教育の推進	①特別支援教育の推進 ②学校施設の充実
3) 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進	①認定こども園での障害児保育・特別支援教育の推進 ②放課後児童クラブ（なかよし学級）での障害児の受け入れの促進 ③放課後等デイサービスの利用促進 ④教職員の専門性の向上 ⑤インクルーシブ教育・保育
基本施策2 地域生活への支援の充実	
1) 居住の場の充実と地域生活支援拠点の整備	①グループホームの拡充 ②地域生活支援拠点の拡充・整備の促進
2) 日中活動への支援の充実	①日中活動系サービスの利用の促進 ②精神障害者デイケア事業の推進 ③共生型サロンの設置促進
3) 生活支援サービスの充実	①障害者総合支援法に基づく在宅生活支援サービスの充実 ②経済的支援制度の周知と利用促進

基本目標2 バリアフリーで快適なまち

障害者の完全参加と平等を実現し日常化していくためには、「心のバリア」を取り除くとともに、障害者をはじめすべての住民の暮らしやすさに配慮された安全で快適な社会基盤の整備を進めることが重要です。

このため、あらゆる機会をとらえ住民一人ひとりに対する「ノーマライゼーションの理念」や「人権意識」の浸透に積極的に取り組むと同時に、「バリアフリーなまちづくり」、さらには「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり」に取組み、物理的側面・心理的側面の両面にわたって「バリアフリーで快適なまち」の実現をめざします。

事業体系

基本施策1 ノーマライゼーションの浸透と交流の促進	
1) 住民意識の啓発・促進	<ul style="list-style-type: none"> ①啓発・広報活動の推進 ②教育・保育施設での福祉教育の推進 ③多様な交流機会の創出 ④地域での福祉教育の充実 ⑤福祉の啓発・広報
2) 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①町の相談体制の充実 ②障害者自立支援協議会等を通じた連携強化 ③指定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の強化促進 ④強度行動障害者等への支援
3) 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①人権教育の充実 ②判断能力が不十分な人の権利擁護の推進 ③中核機関の設置・運営 ④成年後見制度の利用促進事業 ⑤権利擁護に関する啓発 ⑥障害者虐待防止ネットワークの強化
基本施策2 バリアフリーな生活環境の整備	
1) 障害者にやさしい公共空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進 ②交通安全施設の整備
2) 移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①公共交通機関の利便性の確保 ②各種送迎サービスの利用促進 ③経済的支援制度の利用促進
3) 地域の防災・防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①地域防災力の強化 ②地域の防犯活動の促進 ③避難行動要支援者名簿整備と個別支援計画の普及 ④防災体制の整備
4) 安心して暮らせる住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅改善の促進

基本目標3 自分らしく暮らせるまち

障害者の社会参加を促進するためには、障害者自らが主体的に生き、「自分らしいライフスタイル」を実現していくことが重要です。

このため、全人間的復権を目指す“リハビリテーション”の理念に基づき、教育、文化、スポーツ・レクリエーションなどの機会拡大を図り、障害者の「ADL」（日常生活動作能力）の改善を図るだけでなく、「QOL」（生活の質）の向上の視点を積極的に取り込み、「自分らしく暮らせるまち」の実現をめざします。

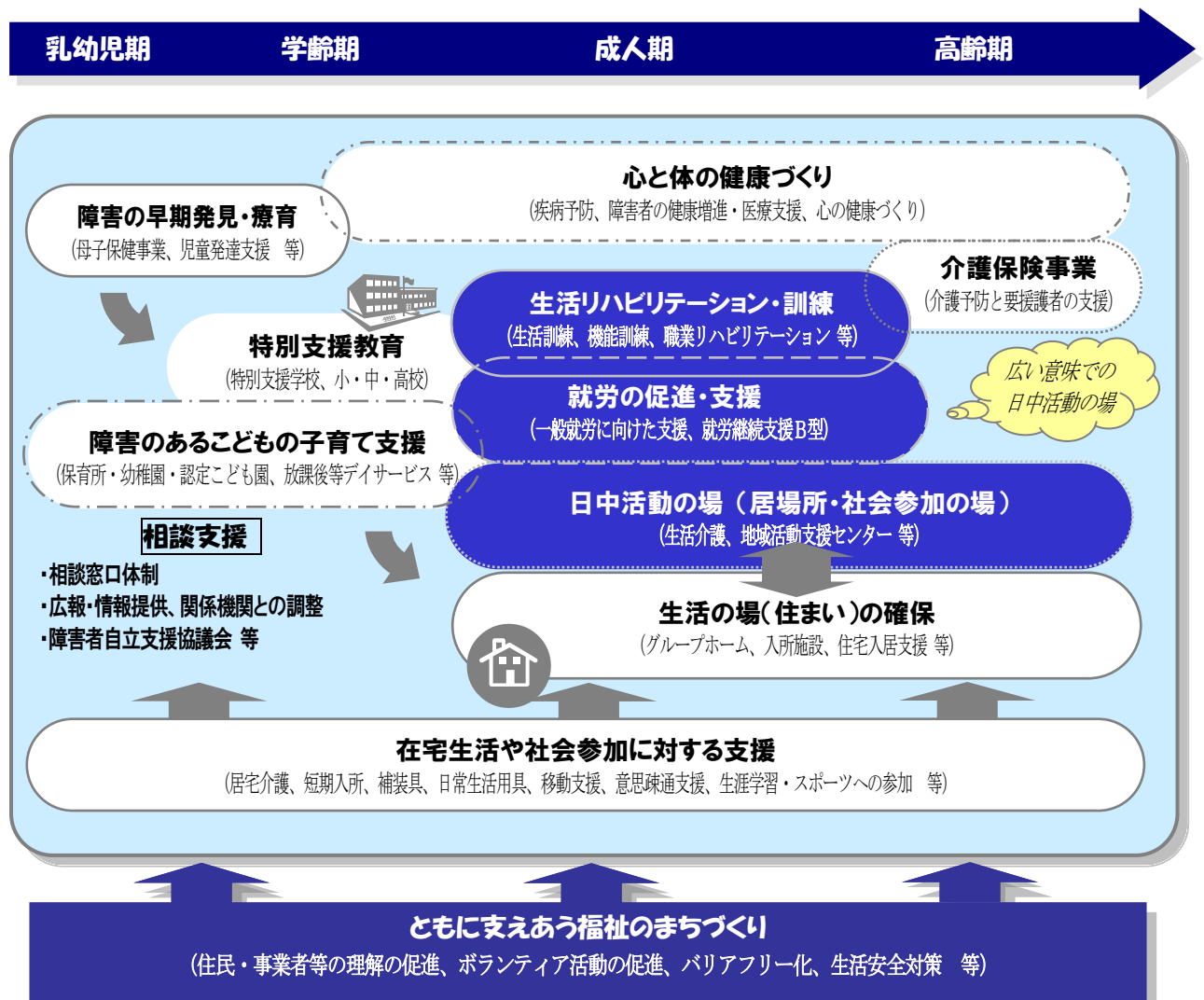
事業体系

基本施策1 就労支援の推進	
1) 一般就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①事業所への啓発 ②行政機関での障害者雇用の推進 ③職業訓練の受講促進 ④一般就労の定着支援
2) 福祉的就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉的就労の場の充実 ②障害者就労施設等からの優先調達の推進
基本施策2 健康で文化的な生活への支援	
1) 心と体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①健康増進事業の推進 ②精神保健事業の推進 ③地域医療体制の充実
2) 生涯学習活動、芸術文化活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習・芸術文化活動への参加促進 ②学習施設のバリアフリー化の推進 ③視覚障害者等のための読書環境整備
3) スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーション事業の推進 ②スポーツしやすい環境の整備

第3節 ライフステージに沿った施策展開

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに沿って、総合的な施策展開を図ります。

ライフステージごとの施策展開



第4章 分野別施策の展開

第1節 ともに支えあうまち

1 療育・教育・発達支援の充実

(1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

乳幼児期における疾病や障害の早期発見、早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、こどもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すため、関係機関が連携しながら、その充実に努めていきます。

妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業の充実に努めます。

また、育ちの遅れや障害などの心配があるこどもたちへの療育・指導を実施し、基本的な生活習慣や生活力の獲得を図ります。保護者に対しても、育て方などについて適切な相談や指導に努めるとともに、保護者どうしの交流の拡大を図ります。

通番	取組	内容	関係課
1	母子保健事業による障害の早期発見	妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、各種母子保健事業を通じて、障害や発育・発達の遅れ・不安を早期に発見し、療育・発達相談事業や児童発達支援事業につなげていきます。	健康福祉課 子育て支援課
2	療育・発達相談体制の充実 【共通：第5編通番32.35】	療育・発達相談は、親の不安を少しでもなくし、適切な訓練・指導に結びつくような相談の実施に努めていきます。 ことばの遅れや発音が気になる方に対して、言語聴覚士または臨床心理士による個別相談を実施していきます。 ことばの相談については年18～19回実施しています。このほかこども相談もあります。発達支援親子教室、こどもの発達に気がかりのある親のグループセミナー（親すみの日）などもあり、関連機関との連携もしていきます。 また、専門家に認定こども園の巡回を依頼し、ことばや発達の遅れなど支援が必要なこどもへの適切な対応を職員へ指導します。また同じ専門家による保護者との個別相談も実施しています。連携を大切に子育て家庭を支援します。	健康福祉課 子育て支援課
3	児童発達支援事業による療育・発達支援の推進	児童発達支援事業所と連携しながら、障害や発育・発達の遅れ・不安のあるこども一人ひとりに対して、適切な療育・発達支援を受けられる環境づくりに努めます。	健康福祉課 子育て支援課

※【共通】は、別の計画において同一の内容の取組・事業がある場合に掲示しています。

(2) 特別支援教育の推進

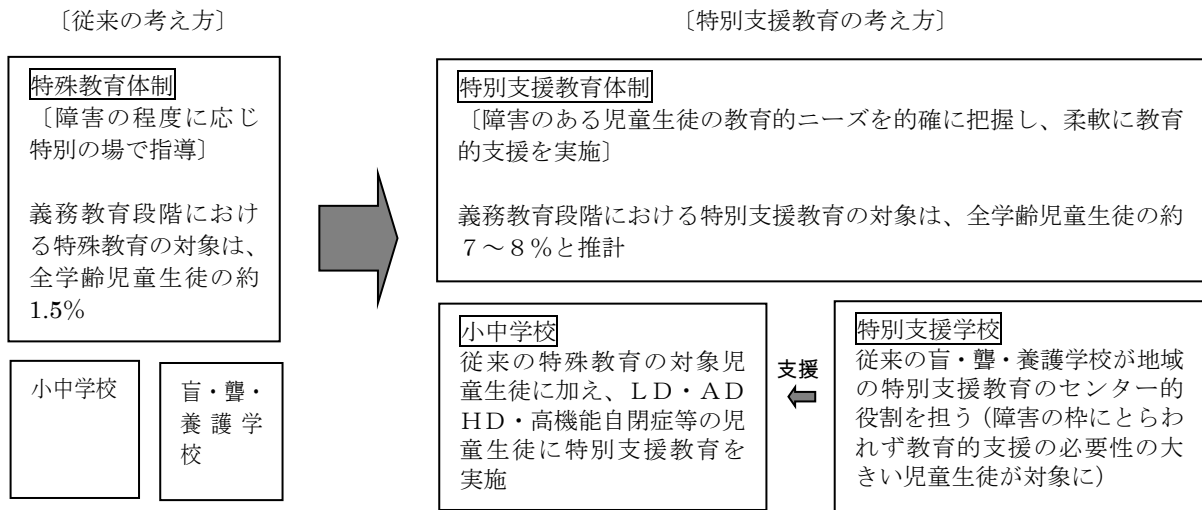
盲・聾・養護学校と小中学校の特殊学級というそれまでの障害児教育のあり方が根本的に見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育」が本格実施されました。「特別支援教育」は、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、発達障害をもつ子どもたちへの教育体制を強化するとともに、一人ひとりが障害など様々な違いを認識しつついきいきと活躍できる共生社会の形成を図ることをめざしています。

各小中学校では、障害や発達の遅れのある児童・生徒を可能な限り受け入れ、一人ひとりに対する「個別の教育支援計画」を作成し、教職員、特別支援教育支援員などがチームを組んで教育を推進しています。また、特別支援学校が、地域の特別支援教育を支援していく役割も担っています。

今後も、これらの事業を引き続き展開し、特別な支援が必要な児童・生徒一人ひとりに対し、適切な指導・支援を行っていきます。

通番	取組	内容	関係課
4	特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員の特別支援教育に対する知識・理解・技能の向上に努め、特別支援学校の協力を得ながら、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。 そのために、支援が必要な子すべてに対して、教育指導面の「個別の指導計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」、進路指導と卒業後のフォローなど多面的な支援にあたります。	学校教育課
5	学校施設の充実	学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。	学校教育課

特別支援教育の考え方



資料：特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育のあり方について（最終報告）」より作成

(3) 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進

障害のあるこどもの健全な発達のためには、認定こども園、学童保育施設などで他のこどもとともに集団生活をするのが有益です。

このため、障害や発達の遅れのある児童を可能な限り受け入れ、障害のある子もいない子どもとともに地域で育てる環境づくりに努めていきます。このようなインクルーシブ教育・保育への考え方が、地域共生社会につながっていきます。

一方で、集団になじめなかったり、学習についていけないなどの場合は、専門的な学習等の機会の確保が求められます。教職員も児童の状況把握やコミュニケーション等専門的なスキルアップをはかります。

通番	取組	内容	関係課
6	認定こども園での障害児保育・特別支援教育の推進	障害児が可能な限り地域の認定こども園で教育・保育が受けられるよう、職員体制の充実と施設設備の改善に努めます。 また、療育専門家による「こども園巡回相談事業」などを活用し、職員の障害に関する知識向上や支援方法の習得と保護者支援を図ります。	学校教育課 子育て支援課 健康福祉課
7	放課後児童クラブ（なかよし学級）での障害児の受け入れの促進	可能な限り、放課後児童クラブ（なかよし学級）での障害児の受け入れに努めていきます。	子育て支援課 健康福祉課
8	放課後等デイサービスの利用促進	放課後等デイサービス事業所と連携しながら、小学生から18歳までの子どもたちの預かりを行い、保護者の負担の軽減を図るとともに、適切な療育・発達支援に努めます。	健康福祉課
9	教職員の専門性向上	すべての教職員が、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう研修会を実施します。	学校教育課 子育て支援課 健康福祉課
10	インクルーシブ教育・保育	認定こども園においては、障害のある児童の教育・保育のニーズを受け止め、すべての児童と一緒に生活する中で共に育ちあう教育・保育を推進します。	子育て支援課 健康福祉課

2 地域生活への支援の充実

(1) 居住の場の充実と地域生活支援拠点の整備

居住系サービスは、障害者が地域で安心して生活していくために重要であり、ニーズに応じた確保を図っていきます。グループホームの設置の誘導を進めるとともに、本人からの相談や地域住民からの対応を調整するための、居住支援機能の強化を図ります。グループホームについては、障害者の高齢化も進んでいることから、日中も安心して居室で過ごせるよう日中サービス支援型グループホームの開設を促します。

また、障害児・者の地域移行を進めるため、地域生活支援拠点の拡充・整備を促進します。

通番	取組	内容	関係課
11	グループホームの拡充	中讃圏域内での調整を図りながら、長期的な視点から施設の拡充に努めます。	健康福祉課
12	地域生活支援拠点の拡充・整備の促進	障害者の地域生活を総合的に支援するため、中讃圏域内での調整を図りながら、グループホームなどの居住支援機能と、緊急時の短期入所などの地域支援機能を併せ持つ施設について、拡充・整備に努めます。	健康福祉課

地域生活支援拠点の整備（面的整備型）のイメージ

地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



(2) 日中活動への支援の充実

障害者が福祉的就労や訓練、療育、作業、交流などを行う日中活動の場として、障害者総合支援法に基づく生活介護や就労移行支援、就労継続支援などを行う指定サービス事業所や、地域活動支援センターなどがあります。

日中活動の場は、障害者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要であり、各事業所や地域住民と連携しながら、一層の充実を促進します。

通番	取組	内容	関係課
13	日中活動系サービスの利用の促進	障害者一人ひとりの心身の状況や活動ニーズに応じて、生活介護や就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなど、多様な日中活動系サービスの利用を促進していきます。	健康福祉課
14	精神障害者デイケア事業の推進	レクリエーション活動、創作活動、生活指導、療養指導など精神障害者を地域で支えるデイケア事業を引き続き推進します。	健康福祉課
15	共生型サロンの設置促進	障害者だけでなく、高齢者、子どもなど福祉的支援が必要な住民が社会福祉協議会、ボランティアなどの協力を得ながら、集い、ゆったりとした時間を過ごしたり、多様な活動に参加できる共生型サロンの設置を促進していきます。	健康福祉課

(3) 生活支援サービスの充実

ホームヘルプサービスやショートステイなど、生活支援サービスは、在宅生活での障害者本人の生活の質（QOL）を高めるとともに、家族などの介護負担の軽減を図るため、拡充に努めています。

障害の重度化や家庭援助者の高齢化の傾向が一段と進む中、障害者や家族が安心して地域生活を継続できるよう、ニーズに応じたサービスの充実を図っていきます。

通番	取組	内容	関係課
17	障害者総合支援法に基づく在宅生活支援サービスの充実	関係事業所と連携しながら、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）、日常生活用具等の給付など、障害者総合支援法に基づく在宅生活支援サービスの充実に努めます。	健康福祉課
18	経済的支援制度の周知と利用促進	障害年金をはじめとする各種手当等、税や利用料の特例措置など、経済的支援制度の周知と利用促進に努めます。	健康福祉課 保険年金課 税務課

主な生活支援サービス

対象					名称	概要	障害者総合支援法の 摘要
身体	知的	精神	難病	児童			
○	○	○	○	○	ホームヘルプサービス（居宅介護）	家庭への訪問介護員の派遣、通院の付き添い等	自立支援給付
○	○	○	○	○	ショートステイ（短期入所）	障害者入所施設等への短期間の宿泊	自立支援給付
○			○	○	補装具費の支給	身体機能を補完するために体に装着する補装具の購入・修理費用の支給	自立支援給付
○	○	○	○	○	日常生活用具の給付	日常生活を支援する用具の支給	地域生活支援事業
○	○	○	○		障害年金	国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の年金制度に基づく支給	
○	○	○		○	特別障害者手当等	所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当の支給	
○	○				重度心身障害者医療費助成	重度の障害者に医療費自己負担分を助成	
○	○	○		○	心身障害者扶養共済制度	保護者が亡くなった後の障害者に年金を終身支給。加入し掛金を積み立てることが必要	
○	○	○		○	税制上の特例措置	所得税、町・県民税の障害者控除、自動車・軽自動車税、相続税、贈与税等	
○	○	○		○	利用料等の特別措置	公共交通運賃、公共施設入園料、携帯電話利用料の割引等	
○	○	○	○	○	綾川町障害福祉年金	綾川町独自の政策による障害福祉年金条例に基づく支給	

第2節 バリアフリーで快適なまち

1 ノーマライゼーションの浸透と交流の促進

(1) 住民意識の啓発・促進

ノーマライゼーションの広まりとともに、障害者が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスは徐々に充実してきました。しかし、今も、誤解や偏見により、障害を理由に不利な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている障害者が少なくありません。

そんな中、わが国では、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 25 年の障害者差別解消法の制定など、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた国内法を整備し、平成 26 年に、障害者の権利擁護に関する国際水準である障害者権利条約を批准しました。

本町においても、条約が求めるレベルでの「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」を進めていきます。

障害者権利条約の概要

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。

- ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）を禁止
※合理的配慮の否定＝過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：スロープの設置）を行わないこと
- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆条約の実施を監視する枠組みを設置

通番	取組	内容	関係課
19	啓発・広報活動の推進	「広報あやがわ」や町ホームページ、その他リーフレットの作成などを通じて啓発・広報活動を積極的に推進します。	総務課 健康福祉課
20	教育・保育施設での福祉教育の推進	教材の効果的な活用などを通じて、認定こども園から小・中学校に至るまで一貫した福祉教育の推進に努めます。	学校教育課 子育て支援課 健康福祉課
21	多様な交流機会の創出	庁内の福祉・教育・産業振興などの各部門や各種団体で連携を進め、障害をもつ人も、もたない人も理解を深めるための交流事業を推進します。	住民生活課 健康福祉課 経済課 学校教育課 生涯学習課

通番	取組	内容	関係課
22	地域での福祉教育の充実 【共通:第3編通番55】	地域全体で福祉教育に取り組んでいくため、教育・福祉関係者、地域住民などが連携を図り、福祉問題に関する啓発に努めるとともに、学習講座や交流機会の拡大を図り、誰もが気軽に体験しながら福祉について学べる環境づくりを推進します。	健康福祉課
23	福祉の啓発・広報 【共通:第3編通番56】	町及び町社会福祉協議会などの広報紙や防災無線により情報の提供に努めるとともに、民生委員・児童委員、地区健康推進員等による身近な相談に応じながら、わかりやすい情報の提供に努めます。	健康福祉課

(2) 相談体制の充実

障害者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障害者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

本町では、健康福祉課を中心に、庁内各課や社会福祉協議会が連携し、障害者への相談を行っています。また、広域でより専門的な相談を行う機関として、保健所や児童相談所などの県の機関や指定相談支援事業所があるほか、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

障害者は、相談や情報把握の面で、様々なハンディをもっているため、障害者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障害者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けられるよう、わかりやすい情報提供や気軽に相談が受けられる体制づくりに努めます。

また、個々の多様な状態、生活環境、世帯構成等に多層に存在する福祉課題に迅速かつ適切も対応していくためにも、専門性の向上にも努めます。

通番	取組	内容	関係課
24	町の相談体制の充実	各相談場所では、様々な状況の障害者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応や、絵記号の活用、手話の習得などに努めていきます。 また、障害者が必要としているサービスを自己選択・自己決定することを支援するために、サービスの情報や利用手続きのきめ細やかな説明を行います。	健康福祉課
25	障害者自立支援協議会等を通じた連携強化	障害者や家族等が抱える様々な問題の迅速な解決に向け、障害者自立支援協議会等を通じて、各部門の連携強化に努めます。	健康福祉課
26	指定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の強化促進	サービス利用者全員のケアプランが円滑に作成・運用できるよう、圏域市町で連携し、基幹相談支援センターの体制及び障害者総合支援法の指定相談支援、児童福祉法の障害児相談支援の各事業所の体制整備を促進していきます。	健康福祉課
27	強度行動障害者等への支援	強度行動障害（児）者や高次脳機能障害を有する障害（児）者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。	健康福祉課

(3) 権利擁護の推進

障害をもつ人の多くが、自己の意思が十分に伝わらないために生活の様々な場面でその権利を侵されやすい立場にあり、人権擁護の必要性が、今日、大きな課題となっています。

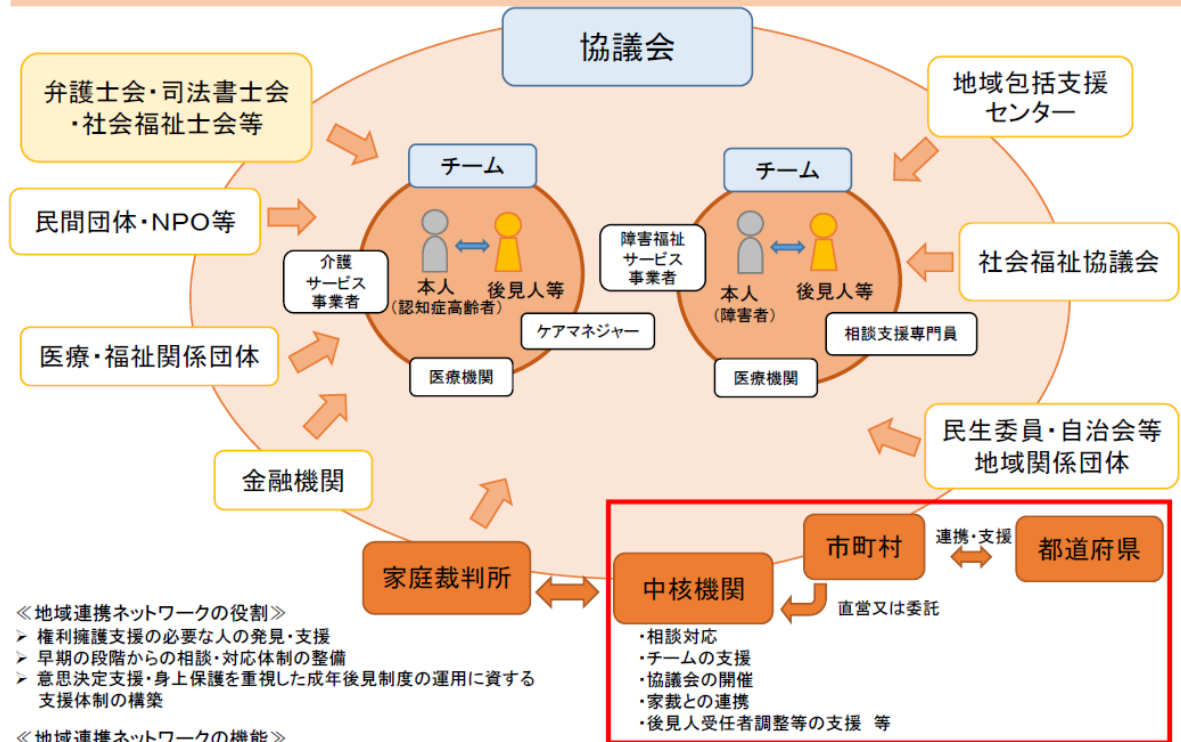
障害者の人権擁護をさらに促進するため、国・県の関係機関と連携し、地域での支援体制づくりや制度の充実・周知に努めます。

通番	取組	内容	関係課
28	人権教育の充実	関係機関・団体と連携し、広報や啓発パンフレットなどを通じて広く人権擁護に関する啓発に努めるとともに、幼児教育、学校教育、生涯学習など多くの機会をとらえて人権教育の充実を図ります。	住民生活課 学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
29	判断能力が不十分な人の権利擁護の推進 【共通：第2編通番15】	認知症の人や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人の権利を擁護する仕組みには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。 「日常生活自立支援事業」は県社会福祉協議会により実施されており、町社会福祉協議会では、その相談窓口の役割を担っています。また「成年後見制度」は家庭裁判所に申し立てをし、手続きをするもので、町ではその普及に努めています。 平成29年度に策定された国の成年後見制度利用促進基本計画に準じて、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」の構築に努めながら「成年後見制度」の利用促進を図っていきます。	健康福祉課 住民生活課
30	中核機関の設置・運営【共通：第3編通番19】	成年後見制度の利用を促進するため「中核機関」を設置し、地域連携ネットワークを構築します。地域連携ネットワークでは、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、早期の段階からの相談・対応等の必要な支援につなげ、意思決定支援・身上保護を重視した活動を支援する役割を担います。	健康福祉課
31	成年後見制度の利用促進事業【共通：第2編通番20】	成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用促進	健康福祉課

通番	取組	内容	関係課
		事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。	
32	権利擁護に関する啓発	障害者の権利擁護や権利行使について、社会福祉協議会と連携しながら、障害者に対する学習機会の充実に努めるとともに、住民への啓発を図ります。	住民生活課 健康福祉課
33	障害者虐待防止ネットワークの強化	障害者虐待防止法に基づき、民生委員や障害福祉サービス事業所、警察など関係機関が連携しながら、障害者虐待防止ネットワークの強化に努めていきます。	健康福祉課

※【共通】は、別の計画において同一の内容の取組・事業がある場合に掲示しています。

地域連携ネットワークのイメージ



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

2 バリアフリーな生活環境の整備

(1) 障害者にやさしい公共空間の確保

公共建築物の段差解消、障害者用トイレ、障害者用駐車場、手すりの設置など、バリアフリー、ユニバーサルデザインの実施は急速に進んでいます。

「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「香川県福祉のまちづくり条例」などの基準に沿いながら、また、住民の声を生かしながら、障害者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができる公共空間づくりを一層進めていきます。

通番	取組	内容	関係課
34	公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設や道路、公園、公共建築物のバリアフリー化について、障害者や高齢者の利用状況を的確に把握し、年次計画に基づき計画的な整備を推進します。 また、新規の施設整備やまちづくり事業にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り込んだ検討を進めます。	建設課 総務課
35	交通安全施設の整備	障害者が安心して外出できるよう、音響式信号機などの交通安全施設の整備充実を関係機関に要請していきます。	建設課 総務課

(2) 移動手段の充実

公共交通機関は、障害者の日常生活のための重要な交通手段であり、設備面や運行面での一層の障害者への配慮が求められます。

一方、障害者の外出支援策については、ホームヘルプサービスでの「通院等介助」や「同行援護」、地域生活支援事業による社会参加等のための「移動支援事業」、綾川町移送サービス事業、障害福祉サービス事業所による会員登録制の有償送迎事業である「福祉有償運送事業」などがあります。また、経済的支援として、綾川町重度身体障害者タクシー利用料金補助事業を行うとともに、全国一律の制度として、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。

こうした制度の一層の活用を働きかけていきます。

通番	取組	内容	関係課
36	公共交通機関の利便性の確保	公共交通機関については、関係機関とともに、路線の維持・確保や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを要請していきます。	総務課
37	各種送迎サービスの利用促進	障害者の状況や外出目的などに応じて、各サービスの利用促進を図ります。	健康福祉課
38	経済的支援制度の利用促進	綾川町重度身体障害者タクシー利用料金補助事業を継続して実施するとともに、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度等の周知に努めます。	健康福祉課

(3) 地域の防災・防犯体制の充実

障害者が安心して生活を送るためには、災害などの緊急時に的確な情報提供を行うと同時に、安全に避難誘導できる体制づくりを進めることが重要であり、障害者や高齢者など要配慮者に対する配慮の必要性は地域防災計画にも強く打ち出されています。

このため、地域防災計画に基づき、緊急時の情報提供手段の充実を図るとともに、住民の協力のもと行政区単位に地域での安全、的確な避難誘導體制の整備を進めていきます。

また、意志を十分に伝達できない障害者をはじめ、住民をあらゆる犯罪から守るため、警察など関係機関との連携を密にし、地域防犯ネットワークの確立に努めていきます。

通番	取組	内容	関係課
39	地域防災力の強化	<p>災害時などの緊急時に備えて、自治会活動や、民生委員・児童委員活動を柱に、地域ぐるみで見守り・支えあいのネットワークづくりを推進します。</p> <p>また、災害時の情報伝達や避難誘導體制の充実に努めるとともに、障害者の避難生活を想定し、避難所等での備品等の整備や福祉避難所の指定の拡充に努めます。</p>	総務課
40	地域の防犯活動の促進	防犯協会や警察などと連携し、障害者を含む地域の防犯活動の促進に努めます。	総務課
41	避難行動要支援者名簿整備と個別支援計画の普及【共通：第3編通番59】	災害時に、地域で要介護者、障害者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など要配慮者を迅速・的確に支援できるよう、避難行動要支援者名簿の整備と定期的な更新を図るとともに、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織などの協力を得ながら、要配慮者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難させるかを定める個別支援計画の普及に努めます。	総務課 健康福祉課
42	防災体制の整備【共通：第3編通番61】	<p>要配慮者の安全な避難・誘導、救助・救護等の体制づくりを進めており、避難所の整備、感染症対応を含めた避難所運営マニュアルの作成を進めています。また、避難行動要支援者名簿を作成しました。</p> <p>今後も、広域消防・消防団・自主防災組織などと連携して、防災意識の向上、避難・救助体制の確立、被災後の生活支援制度の充実に努めるとともに、日頃からの地域の見守り活動の強化など、さらなる支援体制の充実を図ります。</p>	総務課

(4) 安心して暮らせる住まいの確保

障害者への配慮がない住宅は、障害者の自発的な行動を妨げるとともに、家族援助者の負担を増やすことにもなります。障害者にとって暮らしやすい住宅の確保のため、住宅改造に関わる助成制度の周知と利用の促進に努めていきます。

通番	取組	内容	関係課
43	住宅改善の促進	在宅の障害者にとって暮らしやすい住宅への改善を進めるため、助成事業に関する啓発活動を充実し、制度利用を促進します。	健康福祉課

第3節 自分らしく暮らせるまち

1 就労支援の推進

(1) 一般就労の促進

だれもが、その適正と能力に応じた適切な就労の場において、働く権利が保障されることは、社会参加と自立を促進する上で極めて重要な課題です。

障害者の雇用については、ハローワークで「障害者の雇用の促進等に関する法律」などに基づき、職業相談、職業紹介などが行われるとともに、「職場適応訓練」や「職場適応援助者(ジョブコーチ)制度」、「特定求職者雇用開発助成金」など、雇用の底上げや職場適応への支援制度があります。

しかし、障害者をとりまく就労環境には厳しいものがあり、とりわけ、知的障害者や精神障害者の就労は事業所などの理解の不足もあってなかなか進まないのが実情です。

そのため、行政自身の障害者雇用を進めるとともに、ハローワーク等と連携しながら、一般就労に向けた取組を一層強化していきます。

通番	取組	内容	関係課
44	事業所への啓発	ハローワークを通じて障害者雇用の状況把握に努めるとともに、国・県の機関と連携しながら事業所に対する啓発活動に努め、障害者の雇用を促進します。 また、中小企業の雇用促進を図るため、啓発に努めます。	経済課
45	行政機関での障害者雇用の推進	町においても、法定雇用率を踏まえ、職員採用を進めます。	総務課
46	職業訓練の受講促進	ハローワークや障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、「職場適応訓練」や「職場適応援助者(ジョブコーチ)制度」、障害者総合支援法の就労移行支援事業などの活用を図りながら、職業訓練の受講を促進していきます。	健康福祉課 経済課
47	一般就労の定着支援	一般就労に移行した障害者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着につながらないといった課題に対応するため、平成30年度から制度化される就労定着支援等を活用しながら企業への就労の定着支援に努めます。	健康福祉課 経済課

(2) 福祉的就労の促進

障害者の自立と社会参加のためには、一般就労と同様に、作業・訓練など、福祉的な就労が重要です。

障害者自立支援法により、従来の福祉作業所や通所授産施設は、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センターなどとして、質・量ともに大幅に拡充しましたが、工賃が低いことや、障害者自身が体調により欠勤することが多いことなどから、事業所の運営は安定しているとはいえない状況です。

このため、障害者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、国・県と連携しながら、支援を一層強化していきます。

また、福祉的就労の対象も施設外の業務、農作業、ICT機器の利用等、幅広く検討し、機会を機会の拡大を図ります。

通番	取組	内容	関係課
48	福祉的就労の場の充実	<p>障害者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障害者の自立と社会参画につながっていくよう、福祉的就労の場の充実を促進していきます。</p> <p>住民・企業・行政が、福祉的就労の場に対して、障害者に適した業務を発注したり、授産品を活用することを積極的に促進します。</p> <p>また、農業や水産加工、観光など、町の産業と連携しながら、新しい授産品の企画・開発を行うことを促進していきます。</p>	健康福祉課 経済課
49	障害者就労施設等からの優先調達の推進	<p>障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために、障害者就労施設等からの物品の優先的な調達を図る等により、障害者等の自立の促進に努めます。</p>	健康福祉課 経済課

2 健康で文化的な生活への支援

(1) 心と体の健康づくりの推進

障害者施策としての地域保健には、障害の原因となる病気を予防すること、障害を早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、障害者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。

健康教育や健康相談、各種健康診査の内容の充実を図り、健康づくり意識を高めるとともに、様々な障害や病気の特性、状況に対応し、きめ細かな支援に努めていきます。

通番	取組	内容	関係課
50	健康増進事業の推進	「自らの健康は自らつくる」を合言葉に、住民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業の充実に努めます。	健康福祉課
51	精神保健事業の推進	不安、ストレス、引きこもり、自殺予防などのメンタルヘルス対策を推進するとともに、精神障害者支援の会の活動を促進します。また、精神保健ボランティアの育成に努めます。	健康福祉課
52	地域医療体制の充実	関係機関と協力しながら、予防医療とリハビリテーションの充実や、障害のある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。 また、医療費負担の軽減を図る事業を推進します。 医療的ケア児・者への支援の強化に向けては、必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、専門的支援の提供体制整備の実施に努めます。	健康福祉課 子育て支援課

(2) 生涯学習活動、芸術文化活動への参加の促進

障害者が生涯学習活動、芸術文化活動に参加することは、自身の生活の質（QOL）の向上や自己実現につながるだけでなく、地域社会の中での交流や学習活動の拡大により、まちづくりやまちの発展に寄与します。

しかし、こうした活動への参加にあたっては、施設の段差や、開催情報の周知の不徹底、コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記等）の不足など、障害者にとって多くの課題が存在します。

そのため、そうした障壁の除去を図りながら、地域における多様な学習機会に、障害者が気軽に参加できるまちづくりを進めます。

また、視覚障害者等に対しては、読書環境の整備を推進していきます。

通番	取組	内容	関係課
53	生涯学習・芸術文化活動への参加促進	障害者が参加しやすい文化展の開催、あるいは学習情報や芸術文化情報の効果的な提供、発表の場の確保を行い、参加を促進します。	生涯学習課
54	学習施設のバリアフリー化の推進	地域における多様な学習機会に、障害者が気軽に参加できるよう、学習施設・設備等の整備・改善に努めます。	生涯学習課
55	視覚障害者等のための読書環境整備	「視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)を受け、読書のバリアフリーを目指し、環境整備に努めます。	生涯学習課 健康福祉課

(3) スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

本町では、スポーツ講座や自主グループ活動などで、障害の有無を問わず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動が行われるとともに、町内のスポーツ施設のバリアフリー化に努めています。

全国レベルの障害者スポーツ大会に参加する住民がいる一方で、スポーツ・レクリエーション活動の機会が不足している障害者も少なくないことから、一層の参加促進の取組を進めます。

通番	取組	内容	関係課
56	スポーツ・レクリエーション事業の推進	生涯スポーツや保健・健康づくり、障害者福祉関連部署などが一体となって、スポーツ・レクリエーション活動の講座やイベントなどの充実に努めるとともに、各種団体の自主的な活動の支援、活動を先導するリーダーの育成や世代を超えたスポーツ活動の促進、スポーツ施設の充実に努めます。 さらに、障害の有無を問わず、こどもから高齢者までそれぞれの体力や年齢、興味などに応じてスポーツに親しむ「総合型地域スポーツクラブ」の設立を目指します。そのため、「どこでも」「誰でも」スポーツを生涯及び通年にわたり気軽に行える体制の整備を推進します。	生涯学習課
57	スポーツしやすい環境の整備	障害者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善に努めます。	生涯学習課

第5章 第6期障害福祉計画

第1節 基本方針

第6期障害福祉計画においては、障害者基本計画の基本理念や基本目標との調和に配慮しつつ、以下の4つの基本方針を掲げ、その実現をめざします。

1 自己決定・意思決定ができる環境づくり

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

2 身近な地域での障害種別によらない一元的なサービス提供

町内または近隣市町村の多様な福祉資源を最大限に活用しながら、身近な地域で、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供を進めます。

3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。また、日中サービス支援型のグループホームが拡充等、多様な日中の過ごし方を支援できる環境の整備を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組づくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築を図ります。

第2節 成果目標

第6期障害福祉計画の計画終了年度である令和5年度に向けて、以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

1 施設入所者の地域生活移行の目標

施設入所者の地域生活への移行については、国は、「施設入所者数を令和元年度末から1.6%以上削減すること」と、「令和元年度末に入所している障害者の6%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本町では、定員拡充を目指すグループホームでの受け入れを想定し、「入所者数の削減見込数」を1人、「入所から地域生活に移行する人数の目標」を2人と設定します。

施設入所者の地域生活への移行（令和5年度の目標値）

項目	数値
令和元年度末入所者数（A）	28人
令和5年度末入所者数（B）	27人
入所者数の削減見込数（A）－（B）	1人（3.6%）
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	2人（7.1%）

※カッコ内は、令和元年度実績数に対する割合

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国では「保健、医療、福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置」を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を考えていきます。

また、精神障害者支援に対しては、地域移行に関連する事業の利用を促すために、下記目標を掲げ推進してまいります。

精神障害者支援に関する目標概要

精神障害者の地域移行支援利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

項目	目標概要
精神障害者の共同生活援助利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

精神障害者支援に関する目標

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援利用者数	人／年	0	0	1
精神障害者の地域定着支援利用者数	人／年	0	0	1
精神障害者の共同生活援助利用者数	人／年	11	11	12
精神障害者の自立生活援助利用者数	人／年	0	0	0

3 地域生活支援拠点等の整備目標

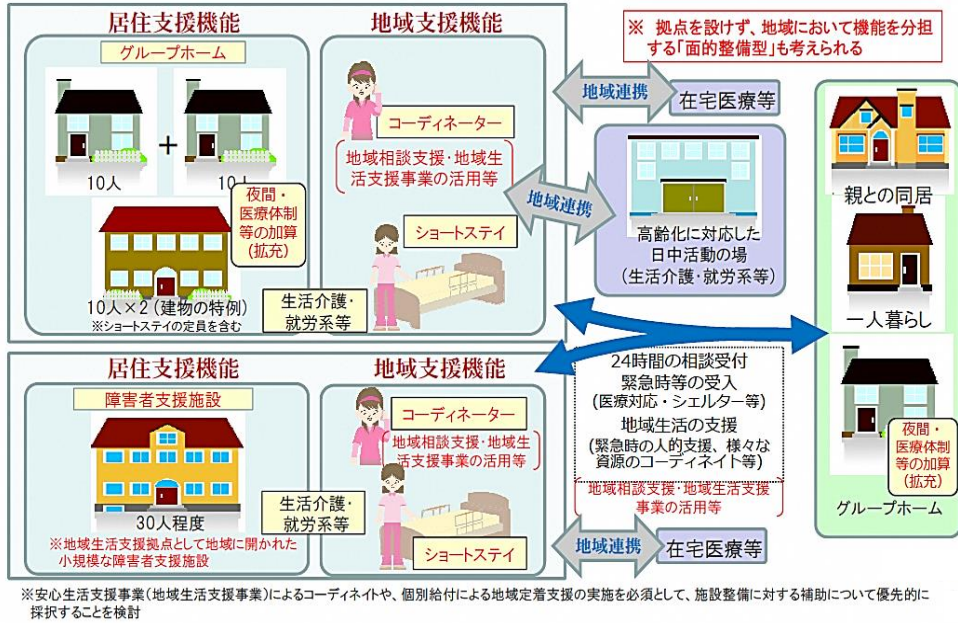
地域移行を進めるための地域生活支援拠点等の整備については、国は、「各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討すること」を目標に掲げています。

本町においては、平成29年度に1か所整備済みであるため、今後は、地域生活支援拠点等の運用状況の検証・確保の実施を通じて、地域移行に対する課題抽出や解決策の検討を進めていきます。

必要見込量運用状況の検証・検討

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	回／年	1	1	1

地域生活支援拠点のイメージ



4 福祉施設から一般就労への移行の目標

(1) 一般就労移行

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は、福祉施設の利用者から一般就労した人数を令和元年実績の1.27倍以上としています。福祉施設の数値目標の内訳は、就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業1.26倍、就労継続支援B型事業1.23倍以上となっています。

本町の第6期計画の目標は、令和元年度の福祉施設から一般就労に移行する人数が1人であったため、その1.27倍以上として2人目標に掲げました。

「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項目	数値目標
令和5年度末の一般就労移行者数 (令和元年度の実績に対する目標割合1.27倍) ※令和元年度の一般就労移行者:1人(就労継続支援A型事業所)	2人 (2.0倍)
うち就労移行支援事業 (令和元年度実績の1.3倍以上)	
就労継続支援A型事業 (令和元年度実績の1.26倍以上)	
就労継続支援B型事業 (令和元年度実績の1.23倍以上)	

(2) 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

第6期計画から新たに導入される一般就労に移行する就労定着支援の目標です。国は、就労定着支援の活用により、一般就労に移行することを進めています。

本計画では国の方針を踏まえ、市内外の障害福祉サービス事業所や関係機関と一層の連携を図り、令和5年度末までに就労定着支援事業の利用者が70%になることを目指します。

就労定着支援事業を利用して一般就労する者の目標

項目	数値目標
令和5年度末の一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	70%

(3) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所

第6期計画から新たに導入される就労定着支援の目標です。国では就労定着支援事業の就労定着率を一定割合以上にすることを目指しています。

本計画では国の方針を踏まえ、令和5年度末までに、就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の70%になることを目指します。

就労定着支援事業所のうち定着率が8割以上の事業所

項目	数値目標
令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%

5 相談支援体制の充実・強化等の目標

相談支援体制については、令和3年度から令和5年度末までに、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目指します。

相談支援体制の充実・強化等の目標

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	件/年	1	1	1
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	件/年	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	件/年	0	0	0
地域の相談機関との連携強化の取組み実施件数	件/年	1	1	1

6 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標

本町職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が真に必要とするサービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

障害福祉サービス等の質の向上に係る目標概要

項目	目標概要
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数

障害福祉サービス等の質の向上に係る目標

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用	人／年	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	回／年	0	0	0
指導監査結果の関係市町村との共有	回／年	1	1	1

第3節 サービスごとの見込量

障害者総合支援法に基づき、以下のサービスを提供します。

障害福祉計画のサービスメニュー

	サービス区分		障害区分			
	介護給付	訓練等給付	身体	知的	精神・発達	障害児
1 自立支援給付						
(1) 訪問系介護給付サービス	○		○	○	○	○
(2) 日中活動系サービス						
①生活介護	○		○	○	○	
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）		○	○	○	○	
③就労移行支援・就労継続支援		○	○	○	○	
④就労定着支援		○	○	○	○	
⑤療養介護	○		○	○	○	
⑥短期入所	○		○	○	○	○
(3) 居住系サービス						
①共同生活援助（グループホーム）		○	○	○	○	
②施設入所支援	○		○	○	○	
③自立生活援助		○	○	○	○	
(4) 相談支援						
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	○		○	○	○	
2 地域生活支援事業						
①相談支援事業			○	○	○	○
②理解促進研修・啓発事業			○	○	○	○
③自発的活動支援事業			○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業				○	○	
⑤成年後見制度法人後見支援事業				○	○	
⑥意思疎通支援事業			○			○
⑦日常生活用具給付等事業			○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業			○	○	○	
⑨移動支援事業			○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業			○	○	○	
⑪その他の地域生活支援事業			○	○	○	○

1 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

〔サービスの概要と必要見込量〕

居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を提供します。サービスの概要と必要見込量は表のとおりです。

サービスの概要

名称	対象者	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	介護を必要とする人 【区分】1以上	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人(※) 【区分】4以上	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害の状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とする人	外出時における援護(身体介護や代読、代筆など)を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人 【区分】3以上	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人 【区分】6	居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

※：①または②に該当する方。①二肢以上に麻痺等があり、認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外に認定。②認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上。

必要見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護・行動援護	人/月	64	68	70
重度障害者等包括支援	時間/月	770	810	830

〔見込量算出の考え方〕

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスを一体として設定しました。現在の訪問系サービス利用者数を基礎とし、新たなサービス利用者数を勘案して、利用者数及び利用量の見込みを定めました。

〔見込量確保のための方策〕

利用ニーズに応じたサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの量・質の維持・向上に取り組めます。

(2) 日中活動系サービス

〔サービスの概要と必要見込量〕

日中活動系サービスとして、常に介護を必要とする障害者を対象とする「生活介護」や「療養介護」、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に地域生活への移行を図る上で必要なリハビリテーション等を行う「自立訓練」、就労支援サービスである、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「就労定着支援」、毎日でなく不定期の預かりサービスである「短期入所（ショートステイ）」があります。

サービスの概要と必要見込量は表のとおりです。

サービスの概要

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする人 【区分】3以上(施設入所は4以上) 50歳以上は2以上(施設入所は3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	入所施設や医療機関を退所・退院した人や、特別支援学校を卒業した人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。 [18か月以内]
自立訓練(生活訓練)	入所施設や医療機関を退所・退院した人や、特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を行います。[24か月以内(長期入所者の場合は36か月以内)]
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。[利用期間 24か月以内。ただし、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合、最大1年間の更新が可能]
就労継続支援(A型)	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	①通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ②一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

名称	対象者	内容
就労継続支援(B型)	①就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用した結果、企業等または就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人 ③①、②に該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	①通所により、就労や生産活動の機会を提供します。 ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	一般就労に移行した障害者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着につながるという課題に対応するため、企業・自宅等への訪問等により、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげるサービスです。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人 【区分】6(ALS患者など、呼吸管理を行っている人) 【区分】5以上(筋ジストロフィー患者や重症心障害者)	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所(ショートステイ)	障害のある人 【区分】1以上 医療型は、遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等	介護する人が病気の場合等に、短時間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

必要見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人／月	60	61	62
	人日／月	1092	1110	1128
自立訓練(機能訓練)	人／月	1	1	1
	人日／月	20	20	20
自立訓練(生活訓練)	人／月	3	3	3
	人日／月	57	57	57
就労移行支援	人／月	2	2	2
	人日／月	38	38	38
就労継続支援(A型＝雇用型)	人／月	8	8	9
	人日／月	169	169	190
就労継続支援(B型＝非雇用型)	人／月	58	59	60
	人日／月	1080	1098	1116
就労定着支援	人／月	1	1	1
療養介護	人／月	6	6	6
短期入所(福祉型)	人／月	90	90	90
	人日／月	23	23	23
短期入所(医療型)	人／月	3	3	3
	人日／月	12	12	12

〔見込量算出の考え方〕

- **生活介護・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）**
現在のサービス利用者数を基礎として、特別支援学校卒業者など新たに利用が想定される人数を勘案して、見込みを定めました。
- **自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・療養介護**
現在のサービス利用状況を踏まえ、それと同程度の見込みを定めました。
- **短期入所（ショートステイ）**
現在のサービス利用状況を踏まえ、それと同程度の見込みを定めました。
- **就労定着支援**
障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定めました。

〔見込量確保のための方策〕

- ① 日中活動系サービスについては、中讃東圏域自立支援協議会においてサービス利用調整を図っていきます。また、圏域内で調整が難しい場合は、他圏域等でのサービス利用調整を図ります。
- ② きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。
- ③ 障害者が地域で生活するには、地域社会の理解が不可欠となってくるため、障害のある人本人のみならず地域住民等に対する幅広い啓発・広報活動を行っていきます。

(3) 居住系サービス

〔サービスの概要と必要見込量〕

障害福祉サービスの居住系サービスは、障害者が地域で安心して生活していくために重要であり、ニーズに応じた確保を図るとともに、地域生活への移行を支援していきます。また、自立生活援助サービスの提供体制の確保に努めます。

サービスの概要

名称	対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障害のある人及び精神障害のある人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	①生活介護を利用する人 【区分】4以上 (50歳以上は3以上) ②自立訓練または就労移行支援を利用する人のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する人に、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で1人暮らしを希望する者等	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障害者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで、随時相談し、必要な情報の提供等の援助を受けるサービスです。

必要見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	23	24	25
施設入所支援	人/月	27	27	27
自立生活援助	人/月	0	0	0

〔見込量算出の考え方〕

○共同生活援助

現在の利用者数を基礎として、近年の利用者数の増加や入院中の精神障害者の地域移行の促進等による新たなサービス利用が見込まれる人数を勘案して、利用者数を見込みました。

○施設入所支援

現在の入所施設入所者数を基礎として、地域生活への移行目標数を控除した上で、新たに入所が見込まれる人を加え、利用者数を見込みました。

〔見込量確保のための方策〕

- ① 居住系サービスについては、障害福祉圏域を標準としてサービス利用調整を図っていきます。グループホームについては、長期的には、施設入所支援利用者や長期入院者の在宅移行等による利用の伸びが想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。また、施設入所者の地域移行を促進にあたって、日中サービス支援型のグループホームが拡充されるよう、既存のホームを含めて協力を促していきます。
- ② サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上に努めます。
- ③ 施設入所が真に必要と判断される人については、施設入所支援の利用につなげるとともに、介護保険事業などの活用なども含め、多様な居住の場の確保に努めていきます。
- ④ 障害者が地域で生活するには、地域社会の理解が不可欠となってくるため、障害のある人本人のみならず地域住民等に対する幅広い啓発・広報活動を行っていきます。

(4) 相談支援

〔サービスの概要と必要見込量〕

障害者総合支援法では、障害福祉サービスの利用に際し、ケアプランを作成する「計画相談支援」、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う相談支援である「地域移行支援」と、地域生活をはじめた障害者へ24時間対応で緊急的な相談を受ける「地域定着支援」がメニュー化されています。サービスの概要と必要見込量は表のとおりです。

サービスの概要

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する(利用を希望する)障害のある人	本人に必要なサービス内容やサービス量を考慮し、利用計画の作成や事業者間の連絡・調整を行います。 [相談場所] 指定特定相談支援事業所
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人や精神科病院に入院している精神障害のある人	住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。 [相談場所] 指定一般相談支援事業所(障害者支援施設・医療機関等)
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域に移行し、居宅で単身で生活する障害のある人等	居宅で生活する障害のある人との連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談・サポートを行います。 [相談場所] 指定一般相談支援事業所(指定特定相談支援事業所の兼務等)

必要見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	177	179	181
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

〔見込量算出の考え方〕

○ 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する全障害者の利用を見込みます。

○ 地域移行支援・地域定着支援

現在のサービス利用状況を踏まえ、それと同程度の見込みを定めました。

〔見込量確保のための方策〕

町と民間相談支援事業者等の関係機関との役割を明確にししながら、利用希望者への適切なサービス提供に努めていきます。

2 地域生活支援事業

障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に区分されます。地域生活支援事業は、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて、自立支援給付を補完しながら実施する事業です。

綾川町では、以下のメニューの事業を実施していきます。

(1) 綾川町地域生活支援事業のメニュー

名称		内容
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行います。
	基幹相談支援センター	一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、必要と認められる能力を有する専門的職員を配置する事業です。
	住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障害者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援、入居者である障害者家主等に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援などを行う事業です。
理解促進研修・啓発事業		地域住民に対して障害者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。
自発的活動支援事業		障害者等やその家族、地域住民等が、ピアサポート(互いの悩みを共有する交流)、災害対策、孤立防止のための見守り活動、その他社会活動を自発的に行うことを支援する事業です。
成年後見制度利用促進事業		成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用促進事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業		意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳者、要約筆記者等を派遣するサービス」です。手話通訳者を設置する事業も当該事業に含まれます。

名称		内容
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある方の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある方の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある方の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
	排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある方の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
	住宅改修費	障害者が自宅でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を行った場合には、日常生活用具の住宅改修費として給付されます。(上限額あり)
手話奉仕員養成研修事業		手話奉仕員の養成のため研修等を実施する事業です。
移動支援事業		移動支援事業は、自立支援給付の訪問サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービスです。
地域活動支援センター事業		地域活動支援センターは、一般就労が難しい障害者に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。
その他の地域生活支援事業		福祉ホーム、訪問入浴、日中一時支援、運転免許取得費助成、自動車改造費助成を実施しています。

(2) 必要な量の見込み

名称		単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	9	9	9
	基幹相談支援センター	か所	0	0	1
		件	0	0	1
	住宅入居等支援事業	件	0	0	1
理解促進研修・啓発事業		件	1	1	1
自発的活動支援事業		件	2	2	2
成年後見制度利用促進事業		人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		件	1	1	1
意思疎通支援事業		件	62	62	62
日常生活用具給 付等事業	介護・訓練支援用具	件	2	2	2
	自立生活支援用具	件	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件	5	6	6
	情報・意思疎通支援用具	件	5	6	7
	排泄管理支援用具	件	360	370	380
	住宅改修費	件	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		人	1	1	1
移動支援事業		時間	3072	3072	3072
		人	35	35	35
地域活動支援セ ンター事業	Ⅰ型	か所	4	4	4
		人	21	21	21
	Ⅱ型	か所	3	3	3
		人	3	3	3
	Ⅲ型	か所	1	1	1
		人	15	15	15

(3) 見込量算出の考え方と見込量確保のための方策

〔全体に関わる事項〕

- ① 障害者自立支援協議会において、障害福祉システムづくりに関して、協議を進めていきます。
- ② 障害者が自立した生活を送ることができるよう、過去の実績等を基礎として、障害のある人のニーズや社会経済状況等の変化等も踏まえて地域生活支援事業を実施していきます。
- ③ 障害者が地域で生活するには、地域社会の理解が不可欠となってくるため、障害のある人本人のみならず地域住民等に対する幅広い啓発・広報活動を行っていきます。

〔個別事項〕

○ 相談支援事業

障害者相談支援事業・基幹相談支援センターは、現在の委託事業者に継続して委託していくことを基本に、見込量を定めました。地域における相談支援の中核となるべき基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行うなど、圏域市町や委託先の事業者と連携しながら、支援機能の強化に努めていきます。

住宅入居等支援事業は、障害者相談支援事業を実施する上で、委託事業所が障害者との相談の中で必要があれば随時行います。

○ 理解促進研修・啓発事業

障害者に対する理解を深めるため、この事業を活用した研修・啓発に取り組んでいきます。

○ 自発的活動支援事業

自発的な活動を促進するため、この事業を活用した支援に取り組んでいきます。

○ 成年後見制度利用支援事業

障害者の高齢化が進む中、この事業を活用しながら、成年後見による障害者の権利擁護を図っていきます。

○ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度が普及するには、後見人の育成が不可欠であり、法人後見実施のための研修、後見団体への支援のための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の支援ネットワークの形成に向けて、関係機関とともに、取り組んでいきます。

○ 意思疎通支援事業

過去の実績を基本として、必要見込量を定めました。関係団体、ボランティアの協力を得ながら、提供体制の確保に努めます。また、当該事業について、障害者への一層の周知を図るとともに、ニーズの動向をみながら、派遣先、派遣回数等について制度の柔軟な運用に努めます。

○ 日常生活用具給付等事業

過去の実績を基本として、必要見込量を算出しました。障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

○ **手話奉仕員養成研修事業**

過去の実績を基本として、必要見込量を算出しました。関係団体等と連携しながら、地域での手話奉仕員の育成に努めます。

○ **移動支援事業**

過去の実績を基本として、必要見込量を算出しました。実施事業所の協力のもと、提供体制の充実を図っていきます。

○ **地域活動支援センター事業**

過去の実績を基本として、必要見込量を算出しました。実施事業所の協力のもと、提供体制の充実を図っていきます。

3 その他の支援事業等

(1) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等及びその家族等への支援として、発達障害者等及びその家族等の当事者が同じ立場で、課題、悩みに関して体験を語り合い、回復を目指す取組を推進します。

〔サービスの概要と必要見込量〕

サービスの概要

名称	対象者	内容
ピアサポート活動	発達障害者等及びその家族等	ピアサポートとは、仲間同士の支え合いのことであり、当事者が同じ立場で、課題、悩みに関して体験を語り合い、回復を目指します。

必要見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアサポート活動参加人数	人	0	0	2

第6章 第2期障害児福祉計画

第1節 基本方針

障害児福祉計画においては、障害者計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

1 地域ぐるみの専門性の高い療育の推進

保育士や教師といった保育・教育の主要な担い手に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、看護師・保健師、医師など各専門職が連携し、一人ひとりのこどもに合わせた専門性の高い療育を推進します。

2 重度障害児支援の強化

重症心身障害児、医療的ケア児、重度自閉症児など、重度障害児が、社会とつながり、周囲の人々と共感しながら、健やかに生活していけるよう、医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターを中心に各専門職が連携し、早期療育や退院促進など地域での受け入れ体制の整備を図ります。

3 介助者の心身の負担の軽減

障害児の保護者の介助による肉体的・精神的負担を軽減し、保護者が家庭や地域で健康的・文化的な生活を送れるよう、レスパイト機能を強化していきます。

第2節 成果目標

第2期障害児福祉計画の計画終了年度である令和5年度に向けて、以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

1 児童発達支援センターの設置の目標

児童発達支援センターの設置について、国は、令和5年度末までに、「各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること」を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、児童発達支援センターの設置を考えていきます。

2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築の目標

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、国は、令和5年度末までの構築を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を考えていきます。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の目標

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所については、国は、令和5年度末までに、「各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること」を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置を考えていきます。

4 医療的ケア児支援の協議の場の目標

医療的ケア児支援の協議の場については、国は、令和5年度末までに、「各都道府県、各圏域、各市町村に設置すること」及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を考えていきます。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

項目	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療的ケア児等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1

第3節 サービスごとの見込量

児童福祉法に基づき、以下のサービスを提供します。

なお、訪問系サービスをはじめ、障害児・障害者で共通する障害者総合支援法のサービスについては、第5章の障害福祉計画に障害児分が含まれているものとし、障害児福祉計画では、児童発達支援をはじめとする児童福祉法のサービスの見込みを定めます。

障害児福祉計画のサービスメニュー

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑥ 障害児相談支援
- ⑦ 福祉型児童入所支援
- ⑧ 医療型児童入所支援

1 サービスの概要と必要な量の見込み

サービスの概要と必要な量の見込みは以下のとおりです。

サービスの概要

名称	対象者	内容
児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童	通所による事業で、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害のある児童	児童発達支援事業の中で、看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化したものです。

名称	対象者	内容
放課後等デイサービス	小学生から18歳までの学校に就学している身体障害または知的障害、精神障害のある児童(発達障害も含む)	授業の終了後または学校が休みの日に、通所にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童	保育所などを訪問し、職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援センター等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	通所サービスを利用するすべての障害児	相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います(入所の相談は児童相談所で行います)。また、基本相談支援(通常の相談)も行います。
福祉型児童入所支援	①身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童(発達障害児を含む) ②児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童	施設に入所し、介護や、日常生活上の相談支援、身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練、社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを受けます。
医療型児童入所支援	知的障害児(自閉症児)、肢体不自由児、重症心身障害児	福祉型児童入所支援の内容に加え、疾病の治療、看護を行います。

必要見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人／月	5	6	7
	人日／月	25	30	35
医療型児童発達支援	人／月	1	1	1
	人日／月	5	5	5
放課後等デイサービス	人／月	34	35	36
	人日／月	238	245	252
保育所等訪問支援	人／月	1	1	1
	人日／月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
障害児相談支援	人	38	39	40
児童入所支援(福祉型・医療型)	人	0	0	0

2 見込量算出の考え方と見込量確保のための方策

○ 児童発達支援事業・医療型児童発達支援事業

現在の実績を基本として、必要見込量を算出しました。児童発達支援事業は、中讃障害保健福祉圏域で連携しながら、障害児一人ひとりの状況に応じて適切なサービス提供を行う体制の確保に努めます。

医療型児童発達支援事業については、計画期間中は対象者がいないものと見込みますが、医療的ニーズのあるこどもに対する療育が必要な際は、実施事業所での適切なサービスの利用につなげていきます。

○ 放課後等デイサービス

現在の実績を基本として、必要見込量を算出しました。放課後等デイサービスは、継続した療育や、保護者の就業や休息、社会参加のために重要であることから、ニーズに応じたサービスの充実を働きかけていきます。

○ 保育所等訪問支援

現在の実績を基本として、必要見込量を算出しました。こどもの状況により、指導員などと連携をとりつつ、施設での専門的な支援に努めていきます。

○ 障害児相談支援

サービスを利用する全障害児の利用を見込みます。町と民間相談支援事業者等の関係機関との役割を明確にしながら、利用希望者への適切なサービス提供に努めていきます。

○ 福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援

現在の実績を基本として、必要見込量を算出しました。子どもの状況や家庭の事情により、入所が必要な際は、県と連携をとりつつ、実施事業所での適切なサービスの利用につなげていきます。

3 障害児のこども・子育て支援等の利用ニーズの把握

障害児が地域の保育、教育等の支援が受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包含（インクルージョン）を推進していくために、障害児のこども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示す等により、教育・保育の提供体制の確保に資するよう、こども・子育て支援担当部と連携し施策推進に努めます。

